

平成十二年総理府令第二百二十九号

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則

人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)及び投資信託及び投資法
施するため、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則(平成十年総理府・大蔵省令第
三十号)の全部を改正する総理府令を次のように定める。

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 委託者指図型投資信託(第六条—第七十六条)
- 第三章 委託者非指図型投資信託(第七十七条—第九十三条の二)
- 第四章 外国投資信託(第九十四条—第一百二条)
- 第五章 投資法人
- 第一節 投資法人(第一百三条—第二百十二条)
- 第二節 投資法人の登録等(第二百十三条—第二百二十条)
- 第三節 投資法人の業務等(第二百二十条の二—第二百五十三条)
- 第四節 投資法人の監督(第二百五十四条—第二百五十八条)
- 第六章 外国投資法人(第二百五十九条—第二百六十四条)
- 第七章 雜則(第二百六十五条—第二百七十七条)
- 附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「新投資口予約権」、「新投資口予約権証券」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資產保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託
及び投資法人に関する法律(以下「法」という。)第二条に規定する委託者指図型投資信託、委
託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、投資法人債、登録投資法人、投資
募集、一般投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資
信託、新投資口予約権、新投資口予約権証券、投資法人債券、資産運用会社、資產保
管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「適格機関投資家私募」又は
「特定投資家私募」とは、それぞれ法第四条第二項第十二号に規定する適格機関投資家私募又は
特定投資家私募をいう。

(訳文の添付)

第二条 法、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「令」という。)又はこの府令の規
定により金融庁長官、財務局長若しくは福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提
出し、又は受益者(受益証券を取得しようとする者を含む。次条において同じ。)若しくは投資
主に交付し、若しくは提供する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないもの
があるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、次に掲げる書類(英語で記載された
ものに限る。)については、この限りでない。

一 法第五十八条第二項の規定により同条第一項の規定による届出に添付すべき書類

二 第九十七条第二項又は第九十八条第二項の規定により法第五十九条において準用する法第十
六条の規定による届出に添付すべき書類

三 第百一条第二項の規定により法第五十九条において準用する法第十九条の規定による届出に
添付すべき書類

四 法第二百二十条第二項の規定により同条第一項の規定による届出に添付すべき書類

五 法第二百二十二条第二項において準用する法第二百二十条第二項の規定により法第二百二十
一条第一項の規定による届出に添付すべき書類

六 第二百六十四条第二項の規定により法第二百二十二条第一項及び第二項の規定による届出に
添付すべき書類

(外国通貨の換算)

第三条 法、令又はこの府令の規定により作成し、金融庁長官等に提出し、又は受益者若しくは投
資主に交付し、若しくは提供する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当
該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた換算率を付記しなければならない。ただ
し、これらを付記することが困難な場合は、この限りでない。

(適格機関投資家を除くための要件等)

第四条 令第七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれかに該当す
る場合とする。

一 当該受益証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下この
条及び第五条第一項において「転売制限」という。)が付されている旨が当該受益証券に記載
され、当該受益証券の取得者に当該受益証券が交付されること。

二 当該受益証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により加入者(同法
第二条第三項に規定する加入者をいう。第五条第一項第三号において同じ。)が当該受益証券
に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

四 当該受益証券の発行者が、当該受益証券と同一種類の受益証券(当該受益証券と発行者が同
一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)
第十条の二第一項第十一号イからハまでに掲げる事項が同一である受益証券をいう。以下この
条、次条及び第五条第二項第一号において同じ。)であつて、金融商品取引法(昭和二十三年
法律第二十五号)第二十四条第一項各号(同法第二十七条规定において準用する場合を含む。以下
この条及び第五条第二項第一号において同じ。)のいずれかに該当するものを既に発行してい
る者でないこと。

(同一種類の受益証券)

第四条の二 令第八条第一項第二号及び第三号に規定する当該受益証券と同一種類の受益証券とし
て内閣府令で定めるものは、同一種類の受益証券とする。

(特定投資家の範囲)

第四条の三 法第二条第九項第二号に規定する特定投資家とみなされる者のうち内閣府令で定める
者は、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第五十三条第一号
に掲げる契約(次項において「有価証券取引契約」という。)に関して金融商品取引法第三十四
条の三第四項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)又は同法第三十四条
の三第六項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資
家とみなされる者とする。

2 法第二条第九項第二号に規定する特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定め
る者は、有価証券取引契約に関する金融商品取引法第三十四条の二第五項又は第八項の規定によ
り特定投資家以外の顧客とみなされる者とする。

(受益証券の譲渡に関する制限等)

第五条 令第八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げる要件のいずれかに
該当するものとする。

一 当該受益証券に転売制限が付されている旨が当該受益証券に記載され、当該受益証券の取得
者に当該受益証券が交付されること。

二 当該受益証券の取得者に交付される当該受益証券に関する情報を記載した書面において、当
該受益証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 社債、株式等の振替に関する法律の規定により加入者が当該受益証券に転売制限が付されて
いることを知れるようにする措置がとられていること。

令第八条第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

一 当該受益証券と同一種類の受益証券が、金融商品取引法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

二 当該受益証券の発行者と当該受益証券の取得の申込みの勧誘に応じて当該受益証券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得の申込みの勧誘を行なう者と当該取得者との間において、次のイ及びロに掲げる事項（ロに掲げる事項にあっては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。）を定めた譲渡に係る契約を締結すること。

イ 当該取得者が当該取得の申込みの勧誘に応じて取得した当該受益証券を特定投資家等（令第八条第二項第二号に規定する特定投資家等をいう。ロにおいて同じ。）以外の者に譲渡を行わないこと。

ロ 次に掲げる場合には、当該取得者が当該取得の申込みの勧誘に応じて取得した当該受益証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができる。

（1）当該受益証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権（金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第一百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもって所有する者（以下この条において「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。）に対して譲渡する場合

（2）当該受益証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する会社に對して譲渡する場合

（3）特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第二号ロ（1）及びこの項の規定を適用する。

4 第二項第二号ロ（1）及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合における当該他の法人等をいう。

第二章 委託者指図型投資信託

（投資信託約款の内容の届出）

第六条 法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等（令第三十五条第五項の規定により金融庁長官の指定する権限に係る場合にあっては金融庁長官、それ以外の権限に係る場合にあっては金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。第一百十二条第八号及び第二百四十四条を除き、以下同じ。）、信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）又は投資法人の本店（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出して行わなければならない。

一 当該投資信託約款（法第四条第一項に規定する投資信託約款をいう。第九条及び第十条を除き、以下この章において同じ。）に係る委託者指図型投資信託の名称

二 単位型（元本の追加信託をすることができないものをいう。）又は追加型（元本の追加信託をすることができるものをいう。）の別

三 証券投資信託にあつては、公社債投資信託（第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。以下この号において同じ。）又は株式投資信託（公社債投資信託以外の証券投資信託をいう。）の別

四 投資の対象とする資産の種類に関する事項として次に掲げる事項

（1）投資の対象とする特定資産（法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）の種類

五 投資信託財産（法第三条第二号に規定する投資信託財産をいう。第九条を除き、以下この章において同じ。）の運用方針

六 設定予定額又は当初設定予定額

七 設定期日

八 信託契約期間

九 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下この章及び次章において同じ。）又は私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の期間

十 十一 募集の取扱い（金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。以下同じ。）又は私募の取扱い（同号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者等（同法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名

十二 自ら募集又は私募を行うときは、その旨

十三 その他当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の特徴と認められる事項

十四 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（投資信託約款の記載事項）

一 委託者の分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項

二 受託会社（法第九条に規定する受託会社をいう。以下同じ。）の承諾書

（投資信託約款の記載事項）

第七条 法第四条第二項第十八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 委託者の分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項

二 受託者の辞任及び解任並びに新たな受託者の選任に関する事項

三 元本の追加信託ができる委託者指図型投資信託における信託の元本の追加に関する事項

四 投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいう。以下この章において同じ。）の一部解約に関する事項

五 委託者が運用の指図に係る権限を委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを持む。次条第八号及び第十三条第一号において同じ。）する場合におけるその委託の内容

六 委託者から運用の指図に係る権限の委託を受けた者が当該権限の一部を更に委託する場合においては、当該者がその運用の指図に係る権限の一部を更に委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業（金融商品取引法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。）を行うことにつき同法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所

七 委託者指図型投資信託の併合（法第十六条第二号に規定する委託者指図型投資信託の併合をいう。以下同じ。）に関する事項

八 受益者代理人があるときは、投資信託契約において、法第十七条第六項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による議決権及び法第十八条第一項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による受益権買取請求権を行使する権限を当該受益者代理人の権限としている旨

九 法第十八条第一項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による受益権の買取請求に関する事項
 （投資信託約款の記載事項の細目）

第八条 法第四条第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第四条第二項第五号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ 受益証券の記名式又は無記名式への変更及び名義書換手続に関する事項

ロ 口記名式受益証券の譲渡の対抗要件に関する事項

ハ 受益証券の再発行及びその費用に関する事項

二 法第四条第一項第六号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ 資産運用の基本方針

ロ 投資の対象とする資産の種類

ハ 投資の対象とする資産の保有割合又は保有制限を設ける場合には、その内容（投資の対象とする資産が権利である場合又はその権利の取得に係る取引の種類及び範囲並びに取得制限を設ける場合には、それぞれの内容）

二 投資信託財産で取得した資産を貸し付ける場合には、その内容

ホ 証券投資信託である場合には、その旨

三 法第四条第二項第七号に掲げる事項 運用の指図を行う資産の種類に応じ、それぞれの評価の方法、基準及び基準日に関する事項

四 法第四条第二項第八号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ 収益分配可能額の算出方法に関する事項

ロ 収益分配金、償還金及び一部解約金の支払時期、支払方法及び支払場所に関する事項

五 法第四条第一項第九号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ 信託契約の延長事由の説明に関する事項

ロ ハロ口信託契約の解約事由の説明に関する事項

ハ 委託者の登録取消しその他の場合における取扱いの説明に関する事項

六 法第四条第二項第十号に掲げる事項 計算期間及び計算期間の特例に関する事項

七 法第四条第二項第十三号に掲げる事項 借入れの目的、借入限度額及び借入金の使途に関する事項並びに借入先を適格機関投資家に限る場合には、その旨

八 法第四条第二項第十五号に掲げる事項 委託の報酬の額、支払時期及び支払方法に関する事項

九 法第四条第二項第十七号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる公告の方法の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法（公告を行う日刊新聞紙名

ロ 電子公告（法第二十五条第一項第二号に規定する電子公告をいう。）登記アドレス（電子

公規則（平成十八年法務省令第十四号）第二条第十三号に規定する登記アドレスをいう。

第十九条 第七十九条第九号ロにおいて同じ。）

（投資信託約款の内容等を記載した書面の記載事項）

第九条 法第五条第一項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 投資信託財産（法第三条第二号若しくは第四十八条に規定する投資信託財産又は外国投資信託の信託財産をいう。次号及び第三号において同じ。）に属する不動産（以下この号において「投資不動産」という。）に関する次に掲げる事項

イ 地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した投資不動産について、各物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（投資信託約款（法第五条第一項に規定する投資信託約款又は外国投資信託の信託約款若しくはこれに類する書類をいう。次号イ及び次条第二号において同じ。）に定める評価方法及び基準によ

り評価した価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

ハ 不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホにおいて同じ。）

ホ 不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称

ト 投資不動産に関する賃貸借契約を締結した相手方（以下トにおいて「テナント」という。）がある場合には、次に掲げる事項（やむを得ない事情により記載できないものにあっては、その旨）

ハ 各物件の投資比率（当該物件の価格が全ての物件の価格の合計額に占める割合をいう。）

ホ 各物件の投資比率（当該物件の価格が全ての物件の価格の合計額に占める割合をいう。）

ト 各物件の投資比率（当該物件の価格が全ての物件の価格の合計額に占める割合をいう。）

は小売電気事業者（同項に規定する小売電気事業者をいう。同号二（1）において同じ。）若しくは登録特定送配電事業者（同項に規定する登録特定送配電事業者をいう。同号二（1）において同じ。）の名称、基準価格（同法第一条の三第一項に規定する基準価格をいう。同号二（1）において同じ。）、交付期間（同項に規定する交付期間をいう。同号二（1）において同じ。）その他当該市場取引等に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネ
ロ
称、立地、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）の内容及び公共施設等の管理者等（同条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。第百三十五条第七号イ及び第二百四十六条第十項において同じ。）の名称並びに投資公共施設等運営権の存続期間及び価格
価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称

ルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

二ハ 担保の内容

公共施設等運営権の状況（公共施設等の運

（2）投資再生可能エネルギー発電設備が特定調達対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等）をいう。第百三十五条第六号ニ（2）において同じ。）に該当する認定発電設備である場合、再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約（同法第一条第五項に規定する特定契約をいう。以下「認定事業者の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第四項に規定する電気事業者をいう。）（3）及び同号ニにおいて同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第二項に規定する調達価格をいう。同号ニ（2）において同じ。）、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。同号ニ（2）において同じ。）その他当該特定契約に関する重

投資信託約款の内容等を記載した書面の交付を要しない場合
法第五条第一項ただし書(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含
る)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募により行われる場合であって、受益証券の取得の申込みの勧誘が特定投資家私募により行われる場合であつて、

款の内容及び前条に規定する事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報として同法第二十七条の三十一第二項又は第四項の規定により提供され、又は

一 公表される場合
受益証券を取得しようとする者が現に当該受益証券に係る委託者指図型投資信託（法第五十

四条第一項において準用する場合にあつては委託者非指図型投資信託、法第五十九条において準用する場合にあつては外国投資信託)の受益証券を所有している場合

受益証券を取得しようとする者の同居者が既に当該受益証券に係る法第五条第一項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による書面の交付を受け、

又は確実に交付を受けると見込まれる場合であつて、当該受益証券を取得しようとする者が当該書面の交付を受けないことについて同意したとき（当該受益証券を取得する時までにその同

意した者から当該書面の交付の請求があつた場合を除く。)。

（一）第十九条第五項（法第五十三条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。））、第二十一条第一項（法第五十五条第一項（法第五十九条第一項において準用する場合を含む。））、第二十二条第一項（法第五十六条第一項（法第六十条第一項において準用する場合を含む。））、第二十三条第一項（法第五十七条第一項（法第六十二条第一項において準用する場合を含む。））、第二十四条第一項（法第五十八条第一項（法第六十三条第一項において準用する場合を含む。））、第二十五条第一項（法第五十九条第一項（法第六十四条第一項において準用する場合を含む。））。

第一号において同じ。第五十九条並ては第二百三第三項及び第四項において準用する場合を含む第一号において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

イ 提供者等) (令第十一条第一項に規定する提供者をいう。以下同様)
又は共契約によりファイアレット自らの管轄する電子計算機に備え置き、
(二) 前項の規定による取扱いを受けるもの。

これを法第五条第二項に規定する事項を提供する相手方（以下この条において「提供先」という。）若しくは其供の用に供する者をいう。（以下「」の條において同じ。）の使用に係る電

子計算機と提供先等（提供先及び提供先との契約により顧客ファイル（専ら当該提供先の用に供せられるファイル）を自己の管理する電子計算機に

備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機などを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(法第五

条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた当該提供

先の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法(法第五条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、提供者等の電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル(提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気複数の提供先の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第一百五十八条を除き、以下同じ。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものの交付する方法

一 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 提供先が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法(提供先の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を提供先に対し通知することであること。ただし、提供先が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

(1) 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

(2) 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 法第五条第二項(法第五十四条第五項(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の規定により記載事項を提供する場合にあつては、当該記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日いづれか遅い日までの間)、次に掲げる事項を消去し、又は改変することができないものであること。(ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、提供先の承諾(令第十条第一項に規定する方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日いづれか遅い日までの間)、次に掲げる事項を消去し、又は改変することができないものであること。(ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、提供先の承諾(令第十条第一項に規定する方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号イに掲げる基準に該当する場合にあつては、同号イに規定する期間を経過するまでに閲覧において、イの規定により提供先が閲覧ファイルを閲覧するためには必要な情報を記録した

顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた提供先が接続可能な状態を維持せることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、提供者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた提供先等又は提供者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

3 (電磁的方法の種類及び内容)

第十二条 令第十条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち提供者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(受益証券の記載事項)

第十三条 法第六条第六項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

二 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によつて買取り又は償還を行うことはない旨の表示

イ 公社債投資信託(有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。)については次に掲げるものに限り投資として運用すること(国債証券又は外国国債証券に係る金融商品取引法第二条第二十四項第五号に掲げる標準物についての同法第二十八条第八項第三号に掲げる取引を行うことを含む。)とされてい

る証券投資信託をいう。第二十五条第二号において同じ。)

二 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券

(1) 金融商品取引法第二条第一項第一号に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券

(3) 金融商品取引法第二条第一項第十四号に規定する有価証券で、銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際ににおける受信者が委託者であるものに限る。)又は指定金銭信託に係るもの

(4) 金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券

(5) 金融商品取引法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券

(6) 金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で(1)又は(3)から(5)までに掲げる有価証券の性質を有するもの

(7) 金融商品取引法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

(8) 金融商品取引法施行令第一条第一号に掲げる有価証券

四 親投資信託(その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする投資信託をいう。)

ハ イ及びロに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの

五 第十四条 法第六条第七項において準用する信託法(平成十八年法律第百八号)第百八十六条第一号に規定する内閣府令で定める事項は、委託者指団型投資信託の名称とする。

六 法第六条第七項において準用する信託法第百八十六条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する有価証券又は商品のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

5 令第十二条第一号口に定める受益証券の取得は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商品の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄又は種類の有価証券又は商品（以下「各銘柄の有価証券等」という。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下の項及び次項において「一定口数の受益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める金額をもつて取得することができる。

イ 当該各銘柄の有価証券等に、その配当落ち又は権利落ちは後、当該配当を受け又は当該権利を取得することができる者が確定する日又はその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（株券又は投資証券に限る。以下イにおいて同じ。）が含まれる場合（当該受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券に相当する金額（評価額により算出したものに限る。）及び当該有価証券を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金額）

ロ 当該各銘柄の有価証券等に、その募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。次項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合（当該株式に相当する金額（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金額）

二 当該各銘柄の有価証券等について、評価額をもつて、それに相当する一定口数の受益証券を取得するものであること。ただし、当該各銘柄の有価証券等の評価額が取得する当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金額をもつて充当することができる。

6 令第十二条第一号ハに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券又は商品は、評価額をもつて、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には、当該ハに定める部分に限っては、受益証券をもつて返還することができ、次のハに掲げる場合には当該ハに定める部分に限っては、金額を交付することができる。

イ 当該投資信託財産に属する有価証券にその交換を行ふ受益者が発行した株式又はその親会社が発行した株式が含まれる場合（当該株式に相当する部分）

ロ 当該有価証券又は商品の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合（その差額に相当する部分）

ハ 当該有価証券に、その配当落ち又は権利落ちは後、当該配当を受け又は当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（株券又は投資証券に限る。以下ハにおいて同じ。）が含まれる場合（当該受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券に相当する部分）

二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する有価証券又は商品のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

7 令第十二条第四号イに定める受益証券の取得は、金額の額とその運用の対象とする上場有価証券（同条第一号イに規定する上場有価証券等をいう。次項において同じ。）の評価額との合計額をもつて、それと相当する一定口数の受益証券を取得するものであることとする。

8 令第十二条第四号ロに定める受益証券とその投資信託財産に属する金額又は上場有価証券等との交換は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する金額の額と上場有価証券等の評価額との合計額をもつて、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。

二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する金額又は上場有価証券等のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

9 令第十二条第三号に定める投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一 当該投資信託の委託者は、当該投資信託の受益権の取得に用いる有価証券又は商品について前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をもつて、それに相当する口数の当該投資信託の受益証券の取得を指図するものであること。

二 当該投資信託とその受益権を取得しようとする他の投資信託において、それぞれの投資信託約款における法第四条第二項第六号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

10 令第十二条第三号に定める投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一 当該投資信託の委託者は、当該投資信託の受益権の取得に用いる有価証券又は商品について前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をもつて、それに相当する口数の当該投資信託の受益証券の取得を指図するものであること。

二 当該投資信託とその受益権を取得しようとする他の投資信託において、それぞれの投資信託約款における法第四条第二項第六号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

（同一の法人の発行する株式の取得割合）

9 第二十条 法第九条第二号（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める率は、百分の五十とする。

（指図行使すべき株主権等）

2 第二十一条 法第十条第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利は、会社法第百六十六条第一項、第二百十条、第二百四十四条第二項、第二百四十七条、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項、第八百六条第一項及び第八百十六条の六第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二十八条第一項の規定に基づき同項第四号から第十三号までに掲げる行為の無効を主張する権利とする。

3 令第十四条第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、法第一百四十四条第一項、第二百四十九条の三第一項、第二百四十九条の八第一項、第二百四十九条の十三第一項及び第八十四条第一項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利並びに法第八十八条の二十三第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）、第二百四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び法第一百五十条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定に基づき同項第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

4 令第十四条第二号に規定する内閣府令で定める優先出資者の権利は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二条第五項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び同法第十四条第一項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利とする。

4 令第十四条第三号に規定する内閣府令で定める優先出資社員の権利は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第一百五十三条第一項及び資産流動化法第四十二条第五項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利並びに資産流動化法第百十二条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

5 第二十二条の二 法第十一条第一項の規定による不動産の鑑定評価は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものに行わせるものとす。

6 一 当該投資信託委託会社の利害関係人等（法第十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）

二 受託会社の利害関係人等（令第十八条に規定する利害関係人等をいう。）

三 当該投資信託委託会社又は受託会社の役員（役員が法人であるときは、その社員。第八十五条
条の二第二号及び第二百四十四条の二第三号において同じ。）又は使用人
四 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の規定により、法第十一
条第一項の規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者
(指定資産等)

第二十二条 法第十二条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する
内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。
一 次に掲げる有価証券及び金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券（次に掲げ
る有価証券に該当するものを除く。）であつて次に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの
イ 金融商品取引所又は外国金融商品市場に上場されている有価証券
ロ 店頭売買有価証券
ハ 及びロに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの
(1) 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十二号、第十三号及び第十五号
に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するも
のを含む。）
(2) 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券
で当該有価証券の性質を有するものを含む。）のうち、その価格が認可金融商品取引業協
会又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づい
て公表されているもの
(3) 金融商品取引法第二条第一項第十号、第十一号及び第十九号に掲げる有価証券
(4) 金融商品取引法施行令第一条第一号に掲げる有価証券

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定によ
り元本の補填の契約をした金銭信託の受益権（前号に掲げるものに該当するものを除く。）
三 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引
をいい、暗号等資産（同条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。第五号におい
て同じ。）及び暗号等資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第二項第一号に規定する
暗号等資産関連金融指標をいう。第五号において同じ。）に係る権利
四 店頭デリバティブ取引（令第十九条第五項第二号に規定する店頭デリバティブ取引をいい、
当該取引に係る条件が金融商品取引所の規則又は金融商品取引清算機関（金融商品取引法第二
条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）の業務方法書に定める取引に係る条
件と同様のものに限る。）に係る権利
五 外国市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバテ
イブ取引をいい、暗号等資産及び暗号等資産関連金融指標に係るものを除く。）に係る権利
六 金銭債権（令第三条第七号に掲げるものをいい、コールローンに係るもの、譲渡性預金証書
をもつて表示されるもの又は銀行若しくは第百十二条第一号から第七号までに掲げる金融機関
への預金若しくは貯金に係るものに限る。）
七 商品投資又は外国商品市場において上場されている商品（当該商品市場又は外国商品市場に
おいて当該商品及びその対価の授受を約する売買取引を行うことができるものに限る。）
八 商品投資取引（令第三条第十号イに規定する商品投資取引をいい、商品市場又は外国商品市
場において行う取引に限る。以下同じ。）に係る権利
九 法第十二条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令
で定める行為は、次に掲げる行為とする。
一 有価証券（令第十六条の二第一号並びに前項第一号及び第二号に掲げるものを除く。次項第
二 店頭デリバティブ取引（令第十九条第五項第二号に規定する店頭デリバティブ取引をいい、
前項第四号に掲げるものを除く。次項第二号において同じ。）の取得及び譲渡並びに貸借
一 当該取引に係る委託者指図型投資信託の名称
二 書面の交付を行う理由（当該取引の相手方と当該投資信託委託会社の関係を含む。）

三 約束手形（令第三条第六号に掲げるものをいう。以下同じ。）の取得及び譲渡
四 金銭債権（令第三条第七号に掲げるものをいい、前項第六号に掲げるものを除く。次項第四
号において同じ。）の取得及び譲渡
五 匿名組合出資持分（令第三条第八号に規定する匿名組合出資持分をいう。以下同じ。）の取
得及び譲渡
六 商品（前項第七号に掲げるものを除く。次項第六号において同じ。）の取得及び譲渡並びに
貸借
七 商品投資等取引（令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいい、前項第八号に掲げる商
品投資取引を除く。次項第七号において同じ。）
八 再生可能エネルギー発電設備の取得及び譲渡
九 公共施設等運営権の取得及び譲渡

三 法第十二条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令
で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一 有価証券 銘柄、数量、信託に係る信託財産を特定するために必要な事項その他当該有価証
券の内容に関すること。
二 店頭デリバティブ取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定数値（金融商品取引法
第二条第二十一項第二号に規定する約定数値をいう。第二百四十六条第一項第二号において
同じ。）、金融商品（同法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。）又は金融指標（同條
第二十五項に規定する金融指標をいう。）の種類、ブット（権利の行使により売主としての地
位を取得するものをいう。第七号において同じ。）又はコール（権利の行使により買主として
の地位を取得するものをいう。同号において同じ。）の別、権利行使価格、権利行使期間、取
引期間その他の当該店頭デリバティブ取引の内容に関すること。
三 約束手形 約束手形上の債務者、保証の設定状況その他の当該約束手形の内容に関するこ
と。
四 金銭債権 金銭債権の種類、債権者及び債務者の氏名及び住所、担保の設定状況その他の当
該金銭債権の内容に関すること。
五 匿名組合出資持分 匿名組合契約に係る営業財産に関する前各号、第八号及び第九号に掲げ
る事項並びに当該匿名組合契約の内容及び営業者に関すること。
六 商品 種類、数量その他当該商品の内容に関すること。
七 商品投資等取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定価格（商品先物取引法第二条
第三項第二号に規定する約定価格をいう。第二百四十六条第六項において同じ。）又は約定数
値（同法第二条第三項第三号に規定する約定数値をいう。第二百四十六条第六項において同
じ。）、商品又は商品指數（同法第二条第二項に規定する商品指數をいう。第二百四十六条第六
項第一号において同じ。）の種類、ブット又はコールの別、権利行使価格、権利行使期間、取
引期間その他の当該商品投資等取引の内容に関すること。
八 再生可能エネルギー発電設備 取引の相手方の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用
に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再
生可能エネルギー発電設備の内容に関すること並びに当該再生可能エネルギー発電設備に係る
市場取引等、特定契約又は電力受給契約の内容に関すること。
九 公共施設等運営権 取引の相手方の名称、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の所在及
び地番その他当該公共施設等の内容に関すること並びに当該公共施設等の運営等に係る委託契
約の内容に関すること。
（利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付）
第二十三条 法第十三条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる
事項について記載した書面により行わなければならぬ。
一 当該取引に係る委託者指図型投資信託の名称
二 書面の交付を行う理由（当該取引の相手方と当該投資信託委託会社の関係を含む。）

- 三 取引を行つた理由
 四 取引の内容（取引を行つた特定資産の種類、銘柄（その他の特定資産を特定するために必要な事項）、数及び取引価格、取引の方針並びに取引を行つた年月日）
 五 法第十一一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の結果
 六 当該書面の交付年月日
 七 その他参考になる事項

- 2 投資信託委託会社は、法第十三条第一項各号に掲げる取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
 3 投資信託委託会社は、投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われた場合においては、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、これを法第十三条第一項に規定する受益者（令第十九条第一項に規定する者を除く。以下この項において同じ。）に交付することに代えて、法第十三条第一項各号に掲げる取引が行われた後、遅滞なく、当該事項を公告し、かつ、当該事項を記載した当該取引が行われた後最初に到来する作成期日（法第十四条第一項に規定する作成期日をいう。第二十五条の三及び第二百四十八条第三項において同じ。）に係る法第十四条第一項に規定する運用報告書を法第十三条第一項に規定する受益者に対して交付することができる。

（利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客等）

- 第二十四条 令第十九条第四項第五号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一 投資信託委託会社が投資信託財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う場合における取引の相手方

- 二 投資信託委託会社が投資信託財産の特定資産に係る投資に關し助言を行う場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

- 3 令第十九条第五項第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は、第二十二条第一項第一号及び第二号に掲げるもの以外の有価証券とする。

- 2 令第十九条第五項第四号に規定する内閣府令で定める金融機関は、第一百十二条第一号から第七号までに掲げるものとする。

- 4 令第十九条第六号に規定する内閣府令で定める商品は、第二十二条第一項第七号に掲げるるもの以外の商品とする。

- 5 令第十九条第七号に規定する内閣府令で定める取引は、第二十二条第一項第八号に掲げる取引以外の商品投資等取引（令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。以下同じ。）とする。

（運用報告書の交付を要しない場合）

- 第二十五条 法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益証券が金融商品取引所に上場されている場合（受益証券が金融商品取引法第二条第三十一条に規定する特定上場有価証券である場合を除く。）

- 二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託に係るものである場合

イ 投資信託財産の運用の対象となる資産は、次に掲げる資産（以下この号において「有価証券等」という。）とすること。

- （1） 第十三条第二号イ（1）から（4）まで、（7）及び（8）に掲げるもの

- （2） 金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で第十三条第二号イ（1）、（3）又は（4）に掲げる有価証券の性質を有するもの

- （3） 銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権

を信託する信託（当該信託に係る契約の際ににおける受益者が委託者であるものに限る。）の受益権の受取人に対する権利で（3）に掲げるものの性質を有するもの

（4） 指定金銭信託

預金

（5） 手形（1）に該当するものを除く。）

（6） コールローン

（7） 口（8）

口（8）（7）（6）（5）（4）（3）（2）（1）（0）（残存期間）といふ。）が一年を超えないものであること。

ハ 投資信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間（一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、当該有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間をいう。）が九十日を超えないこと。

二 投資信託財産の総額のうちに一の法人その他の団体（本において「法人等」という。）が発行し、又は取り扱う有価証券等（国債証券、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）及び返済までの期間（貸付けを行う受託会社が休業している日を除く。）が五日以内のコールローン（本において「特定コールローン」という。）を除く。）の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五以下であること。

本 投資信託財産の総額のうちに一の法人等が取り扱う特定コールローンの当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。

三 受益証券が特定投資家向け有価証券（金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。第八十八条第二号において同じ。）に該当する場合であつて、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合（投資信託約款において運用報告書の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。）

（電磁的方法）

第二十五条の二 法第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 提供者等（提供者（法第十四条第二項により同条第一項の運用報告書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者をいう。以下この条において同じ。）又は提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを提供先（記載事項を提供する相手方をいう。以下この条において同じ。）若しくは提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と提供先等（提供先及び提供先との契約により顧客ファイル（専ら当該提供先の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法

ロ 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた当該提供先の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法

- ハ 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法
- 二 閲覧ファイル（提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の提供先の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法
- 一 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 提供先が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
- 二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（提供先の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあっては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を提供先に対し通知するものであること。ただし、提供先が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。
- 三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、次のいずれかに該当すること。
- イ 記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し、又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。
- (1) 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項
- (2) 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項
- ロ 記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、提供先から当該記載事項の交付の請求があつた場合に、書面又は前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法により当該記載事項を直ちに交付するものであること。
- 四 前項第一号ニに掲げる方法にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報が当該提供先に対し書面により通知され、又は顧客ファイルに記録されるものであること。
- ロ 前号イに掲げる基準に該当する場合にあっては、同号イに規定する期間を経過するまでの間において、提供先が閲覧ファイルを閲覧するために使用する電子計算機と当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。
- 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、提供者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた提供先等又は提供者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- （運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の交付）
- 第二十五条の三** 法第十四条第四項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による法第十四条第一項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の作成及び交付は、当該運用報告書に係る作成期日ごとに行うものとする。
- 第二十六条** 法第十五条第一項の規定により投資信託委託会社が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。
- （投資信託財産に係る帳簿書類）

- 第二十七条** 法第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。
- 一 外国法人である投資信託委託会社にあっては、第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内における主たる営業所又は事務所が作成し、これを保存しなければならない。
- 二 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類
- 三 前項各号に掲げる帳簿書類は、別表第一により作成し、当該投資信託財産の計算期間の終了後又は信託契約期間の終了後十年間これを保存しなければならない。
- 四 不動産の収益状況明細表
- 五 再生可能エネルギー発電設備の収益状況明細表
- 六 公共施設等運営権の収益状況明細表
- 七 緑延資産の償却状況表
- 八 受益権原簿
- 九 受益証券基準価額帳
- 十 投資信託財産運用指図書
- 十一 一部解約価額帳（投資信託約款において、基準価額以外の価額をもつて一部解約に応じることとしている委託者指図型投資信託の場合に限る。）
- 一二 投資信託財産運用指図書
- 二 二 前項各号に掲げる帳簿書類は、別表第一により作成し、当該投資信託財産の計算期間の終了後又は信託契約期間の終了後十年間これを保存しなければならない。
- 三 三 外国法人である投資信託委託会社にあっては、第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内における主たる営業所又は事務所が作成し、これを保存しなければならない。
- 四 四 第二十七条 法第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。
- 一 一 当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の名称
- 二 二 投資信託約款の変更の内容及び理由
- 三 三 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日
- 四 四 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日
- 五 五 書面による決議を行うときは、法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに第三十二条第二号から第七号までに掲げる事項
- 六 六 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 一 投資信託約款の変更の案
- 二 二 受託会社の同意書
- 三 三 書面による決議を行うときは、次に掲げるもの
- イ イ 法第十七条第五項の規定による公告をする場合にあっては、当該公告の内容を記載した書面
- ロ ロ 第三十三条に規定する書面決議参考書類
- 第二十八条** 法第十六条（第二号に係る部分に限る。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。
- 一 一 当該委託者指図型投資信託の併合に係る各委託者指図型投資信託の名称
- 二 二 委託者指図型投資信託の併合後の委託者指図型投資信託の名称
- 三 三 委託者指図型投資信託の併合の内容及び理由
- 四 四 委託者指図型投資信託の併合がその効力を生ずる日
- 五 五 委託者指図型投資信託の併合の中止に關する条件を定めるときは、その条件
- 六 六 書面による決議を行うときは、法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに第三十二条第二号から第七号までに掲げる事項
- 一 一 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 二 二 委託者指図型投資信託の併合後の投資信託約款の案
- 三 三 書面による決議を行うときは、次に掲げるもの

四	投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件
五	投資信託約款の変更をする理由
六	投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実
（委託者指図型投資信託の併合に関する議案）	第三十五条 委託者指図型投資信託の併合に関する議案に係る書面決議参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一	委託者指図型投資信託の併合後の投資信託約款の内容
二	投資信託約款において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由
三	委託者指図型投資信託の併合に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、次に掲げる事項に掲げる事項の内容及びその価額並びにこれらの事項の定めの相当性に関する事項
イ	当該財産の内容及びその価額並びにこれらの事項の定めの相当性に関する事項
ロ	受益者に対して交付する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定めの相当性に関する事項
四	委託者指図型投資信託の併合がその効力を生ずる日
五	委託者指図型投資信託の併合の中止に関する条件を定めるときは、その条件
六	委託者指図型投資信託の併合をする他の委託者指図型投資信託についての次に掲げる事項その他の当該他の委託者指図型投資信託を特定するために必要な事項
イ	委託者及び受託者の商号又は名称及び住所
ロ	投資信託契約の締結日
ハ	投資信託約款の内容
七	委託者指図型投資信託の併合をする各委託者指図型投資信託において直前に作成された財産状況開示資料等（信託法第三十七条第二項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録をいう。以下同じ。）の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、その旨）
八	委託者指図型投資信託の併合をする各委託者指図型投資信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合は、委託者指図型投資信託が設定された後）に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
九	委託者指図型投資信託の併合をする理由
十	委託者指図型投資信託の併合に関する事項について受益者の不利益となる事実 （議決権行使書面）
（議決権行使書面）	第三十六条 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する信託法第一百十条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七十七条第九項において準用する信託法第一百十一条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄 二 第三十一条第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項 三 第三十一条第四号に掲げる事項を定めたときは、同号の取扱いの内容 四 議決権の行使の期限 数又は割合
2	法第十七条第一項第三号（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定めた場合において、第三十一条第五号ロに掲げる事項を定めたときは、投資信託委託会社又は信託会社等は、法第七十七条第三項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の承諾をした受益者が請求をした時に、当該受益者に対して、

（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。
（書面による議決権行使の期限）
第三十七条 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第一百十五条第二項に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条第二号の行使の期限とする。
（電磁的方法による議決権行使の期限）
第三十八条 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第一百十六条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条第五号イの行使の期限とする。
（書面による決議の議事録）
第三十九条 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第一百二十条の規定による書面による決議の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
3 2 書面による決議の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
一 書面による決議が行われた日
二 書面による決議の結果
三 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称
（電磁的記録）
第四十条 法第十七条第十項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第一百二十条の規定による書面による決議の議事録の作成について、この条の定めるところによる。
第一四〇条 法第十八条第二項に規定する受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、受益者が受益権について投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したときは、投資信託委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益者の公正な価格が当該受益者に償還されることとなる委託者指図型投資信託とする。 （投資信託契約の解約の届出）
第一四一条 法第十九条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。
一 当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託の名称
二 投資信託契約の解約の理由
三 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日
四 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件
五 書面による決議を行うときは、法第二十条第一項において準用する法第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第三十一条第二号から第七号までに掲げる事項
一 受託会社の同意書
二 書面による決議を行うときは、次に掲げるもの
イ 法第二十条第一項において準用する法第十七条第五項の規定による公告をする場合にあつては、当該公告の内容を記載した書面
ロ 第三十三条に規定する書面決議参考書類
（投資信託契約の解約に関する議案）
第四十二条 投資信託契約の解約に関する議案に係る書面決議参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 投資信託契約の解約の相当性に関する事項	十一 自ら募集又は私募を行うときは、その旨
二 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日	十二 その他当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の特徴と認められる事項
三 投資信託契約の中止に関する条件を定めるときは、その条件	二 前項の届出書には、投資信託約款の案を添付しなければならない。
四 直前に作成された財産状況開示資料等の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、その旨）	（投資信託約款の記載事項）
五 財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合は、委託者指図型投資信託が設定された後）に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容	三 法第四十九条第二項第十九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
六 投資信託契約の解約の理由	一 受託者の辞任及び解任並びに新たな受託者の選任に関する事項
七 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実	二 合同して運用する信託の元本の総額を増加できる委託者非指図型投資信託における信託の元本の追加に関する事項
（投資信託契約の解約に関する事項）	三 投資信託契約（法第四十七条第一項に規定する投資信託契約をいう。以下この章において同じ。）の解約に関する事項
第四十三条 法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	四 受託者が運用に係る権限を委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。次条第八号及び第八十条第一号において同じ。）する場合におけるその委託の内容
一 投資信託契約の解約をしようとする投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、法第二十条第一項において準用する法第十七条の規定による投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合	五 受託者から運用に係る権限の委託を受けた者が当該権限の一部を更に委託する場合においては、当該者がその運用の指図に係る権限の一部を更に委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所
二 一定の条件を満たした場合には投資信託契約の解約を行う旨があらかじめ投資信託約款に定められている場合であって、当該一定の条件を満たして行われる投資信託契約の解約である	六 委託者非指図型投資信託の併合（法第五十四条第一項において準用する法第十六条第二号に規定する委託者非指図型投資信託の併合をいう。以下同じ。）に関する事項
一 当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託の名称	七 受益者代理人があるときは、投資信託契約において、法第五十四条第一項において準用する法第十七条第六項の規定による議決権及び法第五十四条第一項において準用する法第十八条第一項の規定による受益権買取請求権行使する権限を当該受益者代理人の権限としていない旨
二 投資信託契約の存続の理由	八 法第五十四条第一項において準用する法第十八条第一項の規定による受益権の買取請求に関する事項
三 投資信託契約の存続期間	（投資信託契約の記載事項の細目）
2 前項の承認申請書には、当該投資信託契約に係る投資信託財産の運用状況を記載した書類を添付しなければならない。	第七十九条 法第四十九条第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
第四十五条から第七十六条まで 削除	一 法第四十九条第二項第三号に掲げる事項 次に掲げる事項
第三章 委託者非指図型投資信託 （投資信託約款の内容の届出）	イ 受益証券の記名式又は無記名式への変更及び名義書換手続に関する事項
第七十七条 法第四十九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。	ロ 記名式受益証券の譲渡の対抗要件に関する事項
一 当該投資信託約款（法第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章において同じ。）に係る委託者非指図型投資信託の名称	ハ 受益証券の再発行及びその費用に関する事項
二 単位型（合同して運用する信託の元本の総額を増加できないものをいう。）又は追加型（合併して同じ。）に係る委託者非指図型投資信託の名称	二 法第四十九条第二項第五号に掲げる事項 次に掲げる事項
三 投資の対象とする資産の種類に関する事項として次に掲げる事項	イ 資産運用の基本方針
イ 投資の対象とする資産の種類	ハ 投資の対象とする資産の保有割合又は保有制限を設ける場合には、その内容（投資の対象とする資産が権利である場合又はその権利の取得に係る取引の種類及び範囲並びに取得制限を設ける場合には、それぞれの内容）
ロ 投資の対象とする特定資産の種類	二 投資信託財産で取得した資産を貸し付ける場合には、その内容
四 投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この章において同じ。）の運用方針	三 法第四十九条第二項第六号に掲げる事項 運用を行う資産の種類に応じ、それぞれの評価の方法、基準及び基準日にに関する事項
五 合同して運用する信託の元本の設定予定額又は当初設定予定額	四 法第四十九条第二項第七号に掲げる事項 次に掲げる事項
六 設定日	イ 収益分配金、償還金及び一部解約金の支払時期、支払方法及び支払場所に関する事項
七 信託契約期間	ロ 収益分配可能額の算出方法に関する事項
八 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	四 法第四十九条第二項第十号に掲げる事項 次に掲げる事項
九 募集又は私募の期間	イ 信託契約の延長事由の説明に関する事項
十 募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名	ロ 信託契約の解約事由の説明に関する事項

<p>七 法第四十九条第二項第十一号に掲げる事項 八 法第四十九条第一項第十四号に掲げる事項 借入れの目的、借入限度額及び借入金の使途に 関する事項並びに借入先を適格機関投資家に限る場合には、その旨 九 法第四十九条第二項第十六号に掲げる事項 委託の報酬の額、支払時期及び支払方法に関する事項 十 法第五十条第二項第十八号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる公告の方法の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 公告を行う日刊新聞紙名 ロ 電子公告（法第五十七条第二号に規定する電子公告をいう。）登記アドレス (受益証券の記載事項)</p>	<p>計算期間及び計算期間の特例に関する事項 計算期間の特例に関する事項 九 法第五十条第二項第十八号に掲げる事項 借入れの目的、借入限度額及び借入金の使途に 関する事項並びに借入先を適格機関投資家に限る場合には、その旨 八 法第四十九条第二項第十六号に掲げる事項 委託の報酬の額、支払時期及び支払方法に関する事項 九 法第四十九条第二項第十八号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる公告の方法の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 公告を行う日刊新聞紙名 ロ 電子公告（法第五十七条第二号に規定する電子公告をいう。）登記アドレス (受益証券の記載事項)</p>
<p>第八十条 法第五十条第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 受託者が運用に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容 二 投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によつて買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (受益権原簿記載事項)</p>	<p>二 法第五十条第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、委託者非指図型投資信託の名称とする。 法第五十条第四項において準用する信託法第八十六条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 当該委託者非指図型投資信託の受託者の商号又は名称及び所在の場所 二 信託監督人があるときは、次に掲げる事項 イ 商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所 ロ 信託法第八十三条第一項ただし書又は第二項ただし書の定めがあるときは、当該定めの内容</p>
<p>三 受益者代理人があるときは、次に掲げる事項 イ 商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所 ロ 信託法第八十三条第一項ただし書又は第三項ただし書の定めがあるときは、当該定めの内容</p>	<p>四 信託法第八十八条に規定する受益権原簿管理人を定めたときは、その商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所 五 前各号に掲げるもののほか、投資信託約款の記載事項 (電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p>
<p>第六十一条 法第五十条第四項において準用する信託法第八十九条第二項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、同号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とす (受益者の請求によらない受益権原簿記載事項の記載等)</p>	<p>第六十二条 法第五十条第四項において準用する信託法第八十九条第二項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、同号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とす (受益者の請求によらない受益権原簿記載事項の記載等)</p>
<p>第六十三条 法第五十条第四項において準用する信託法第八十九条第一項各号に掲げる場合に定める事項は、委託者非指図型投資信託の受託者は、受益権原簿記載事項として、当該受益権が固有財産に属するか、他の投資信託財産に属するか、当該委託者非指図型投資信託の投資信託財産に属するかの別をも記載し、又は記録しなければならない。 (受益権原簿記載事項の記載等の請求)</p>	<p>第六十四条 法第五十条第四項において準用する信託法第八十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、受益権を取得した者（当該受託者を除く。）が受益証券を提示して請求をした場合とする。 (電子署名)</p>
<p>第六十五条 法第五十条第四項において準用する信託法第一百二十三条第三項に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。</p>	<p>第六十六条 法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項各号に掲げる取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。 (利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客)</p>
<p>第六十七条 令第二十九条第四号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。 一 信託会社等が投資信託財産の特定資産に係る投資に係る助言を行つた場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方 (運用報告書の交付を要しない場合)</p>	<p>第六十八条 法第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 受益証券が金融商品取引所に上場されている場合（受益証券が金融商品取引法第二条第三十 三項に規定する特定上場有価証券である場合を除く。） 二 受益証券が特定投資家向け有価証券に該当する場合であつて、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合（投資信託約款において運用報告書の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。） (投資信託約款の変更内容の届出)</p>
<p>第六十九条 法第五十四条第一項において準用する法第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならぬ。 一 当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の名称</p>	<p>二 投資信託約款の変更の内容及び理由</p>

三　投資信託約款の変更がその効力を生ずる日
四　投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件
五　書面による決議を行うときは、法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに第三十一条第二号から第七号までに掲げる事項

二　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　投資信託約款の変更の案
二　書面による決議を行うときは、次に掲げるもの
イ　法第五十四条第一項において準用する法第十七条第五項の規定による公告をする場合にあつては、当該公告の内容を記載した書面
ロ　第三十三条に規定する書面決議参考書類

(委託者非指図型投資信託の併合の届出)
口　第三十三条に規定する書面決議参考書類
二　書面による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならぬ。
一　当該委託者非指図型投資信託の併合に係る各委託者非指図型投資信託の名称
二　委託者非指図型投資信託の併合後の委託者非指図型投資信託の名称
三　委託者非指図型投資信託の併合の内容及び理由
四　委託者非指図型投資信託の併合がその効力を生ずる日
五　委託者非指図型投資信託の併合の中止に関する条件を定めるときは、その条件
六　書面による決議を行うときは、法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに第三十一条第二号から第七号までに掲げる事項

一　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
二　委託者非指図型投資信託の併合後への投資信託約款の案
イ　書面による決議を行うときは、次に掲げるもの
ロ　第三十三条に規定する書面決議参考書類

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第九十一条　法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四十九条第二項第一号、第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事項並びに第七十八条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての基本的な性格を変更させることとなるものとする。

(受益者の利益に及ぼす影響が軽微な委託者非指図型投資信託の併合)
第九十二条　法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四十九条第二項第一号、第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事項並びに第七十八条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託の併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する委託者非指図型投資信託の併合とする。
一　当該併合後の委託者非指図型投資信託に属することとなる財産が当該併合前の投資信託約款に記載された投資信託財産の運用方針に反しないと認められること。
二　当該併合の前後で当該委託者非指図型投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと。
三　当該委託者非指図型投資信託の投資信託財産の純資産総額が併合をする他の委託者非指図型投資信託の投資信託財産と当該他の委託者非指図型投資信託の投資信託財産の純資産総額が併合をする場合にあっては、当該時において算定する。

2　前項第三号の純資産総額は、当該併合を決定した日（当該決定により当該決定をした日と異なる日において算定の基準となる時（当該決定をした日後から当該併合の効力が生ずる時の直前までの間に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）において算定する。

(投資信託約款の変更に関する議案)
第九十二条　投資信託約款の変更に関する議案に係る書面決議参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　投資信託約款の変更の案
二　投資信託約款で定められた受益権の内容に変更を加え、又は受益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更又は影響の内容及び相当性に関する事項

三　投資信託約款の変更がその効力を生ずる日
四　投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件
五　投資信託約款の変更をする理由
六　投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実
(委託者非指図型投資信託の併合に関する議案)
第九十三条　委託者非指図型投資信託の併合に関する議案に係る書面決議参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　委託者非指図型投資信託の併合後の投資信託約款の内容
二　投資信託約款において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由
三　委託者非指図型投資信託の併合に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、次に掲げる事項
イ　当該財産の内容及びその価額並びにこれらの事項の定めの相当性に関する事項
ロ　受益者に対して交付する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定めの相当性に関する事項
四　委託者非指図型投資信託の併合がその効力を生ずる日
五　委託者非指図型投資信託の併合の中止に関する条件を定めるときは、その条件
六　委託者非指図型投資信託の併合をする他の委託者非指図型投資信託についての次に掲げる事項その他の当該他の委託者非指図型投資信託を特定するために必要な事項
イ　受託者の商号又は名称及び住所
ロ　投資信託契約の締結日
ハ　投資信託約款の内容

七　委託者非指図型投資信託の併合をする各委託者非指図型投資信託において直前に作成された財産状況開示資料等の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、その旨）
八　委託者非指図型投資信託の併合をする各委託者非指図型投資信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合には、委託者非指図型投資信託が設定された後）に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
九　委託者非指図型投資信託の併合をする理由
十　委託者非指図型投資信託の併合に関する事項について受益者の不利益となる事実
(反対受益者の受益権買取請求を適用しない委託者非指図型投資信託)
第九十三条　法第五十四条第一項において準用する法第十八条第二項に規定する受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることができる、それにより当該受益権の公正な価格が当該受益者に償還されることとなる委託者非指図型投資信託とする。

第四章　外国投資信託

(外国投資信託の届出を要しない受益証券の範囲)

第九十四条　令第三十条第二号に規定する内閣府令で定める外国投資信託の受益証券は、令第十二条第二号に掲げる投資信託（連動対象指標の構成銘柄の株式に対する投資として運用するものに限る。）に類する外国投資信託の受益証券とする。

(外国投資信託の届出を要しない行為)

第九十四条の二 令第三十条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、第一種金融商品取引業者による行為(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この条及び第二百五十九条の二において同じ。)を行う者が適格機関投資家を相手方とし、又は適格機関投資家のために行う外国金融商品市場に上場されている外国投資信託の受益証券(前条に規定するもの)のを除く。以下この条において同じ。)に係る次に掲げる行為とする。

一 外国金融商品市場における売買の媒介、取次ぎ又は代理(外国金融商品市場における買付けの媒介、取次ぎ又は代理にあつては、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当該外国投資信託の受益証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

二 外国金融商品市場における売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理(外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当該外国投資信託の受益証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

三 買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当該外国投資信託の受益証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

四 その行う前三号に掲げる行為により当該外国投資信託の受益証券を取得した者からの買付け(外国投資信託の受益証券の発行者の代理人)

第九十五条 外国投資信託の受益証券の発行者は、法第五十八条第一項又は法第五十九条において準用する法第十六条若しくは第十九条の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

(外国投資信託の届出)

第九十六条 法第五十八条第一項の規定による届出は、別紙様式第一号により作成した外国投資信託に関する届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

2 法第五十八条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 委託者(委託者指図型投資信託に類するものの場合は、受託者の同意書又はこれに代わる書類)は一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項

二 受託者の辞任及び解任並びに新たな受託者の選任に関する事項

三 委託者が運用の指図に係る権限を他の者に委託する場合(委託者指図型投資信託に類するものに限る。)又は受託者が運用に係る権限を他の者に委託する場合(委託者非指図型投資信託に類するものの場合は、受託者が運用に係る権限を他の者に委託する場合に限る。)におけるその委託の内容

四 国内において法第五十八条第一項に規定する募集の取扱い等を行う金融商品取引業者等の名称

法第五十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該外国投資信託に関する届出書に記載された代表者が当該外国投資信託に係る法第五十八

一条第一項の規定による届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二 当該外国投資信託の受益証券の発行者が、国内に住所を有する者に、当該外国投資信託に係る法第五十八条第一項の規定による届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことの証する書面

三 当該外国投資信託が設定された国の法令に基づき、当該外国投資信託の設定について承認、認可、許可、届出書又はこれらに相当するものが行われている場合には、その承認書、認可書、許可書、届出書又はこれらに相当する書面の写し

四 当該外国投資信託の設定が適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関係法令の関係条文

当該外国投資信託の運用(その指図を含む。以下この号において同じ。)に係る権限を有する者が、当該権限を他の者に委託して当該外国投資信託の運用を行わせている場合には、その委託に関する内容を明らかにした書面

第九十七条 法第五十九条において準用する法第十六条(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

一 当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類(以下「外国投資信託約款等」という。)に係る外国投資信託の名称

二 外国投資信託約款等の変更の内容及び理由

三 外国投資信託約款等の変更がその効力を生ずる日

四 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

第九十八条 法第五十九条において準用する法第十六条(第二号に係る部分に限る。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

一 当該外国投資信託の併合(法第五十九条において準用する法第十六条第二号に規定する外国投資信託の併合をいう。以下この章において同じ。)に係る各外国投資信託の名称

二 外国投資信託の併合後の外國投資信託の名称

三 外国投資信託の併合の内容及び理由

(外国投資信託の併合の届出)

第九十九条 法第五十九条において準用する法第十七条第一項に規定する外国投資信託約款等の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、当該外国投資信託約款等の記載事項の変更であつて、当該外国投資信託約款等に係る外国投資信託の商品としての基本的な性格を変更させることとなるものとする。

(受益者の利益に及ぼす影響が軽微な外国投資信託の併合)

第九十九条の二 法第五十九条において準用する法第十七条第一項に規定する外国投資信託の併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する外国投資信託の併合とする。

一 当該併合後の外国投資信託に属することとなる財産が当該併合前の外国投資信託約款等に記載された外国投資信託の信託財産の運用方針に反しないと認められること。

二 当該併合の前後で当該外国投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと。

三 当該外国投資信託の信託財産の純資産総額の五倍以上であること。ただし、当該外国投資信託の信託財産と当該他の外国投資信託の信託財産の内容が実質的に同一であると認められる場合はこの限りでない。

2 前項第三号の純資産総額は、当該併合を決定した日（当該決定により当該決定をした日と異なる日において算定の基準となる時（当該決定をした日後から当該併合の効力が生ずる時の直前までの間に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）において算定する。

（重大な約款の変更等の決定事項）

第一百条 法第五十九条において準用する法第十七条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国投資信託の信託契約の解約による公告をする場合

イ 変更後の外国投資信託契約等

ロ 外国投資信託約款等で定められた受益権の内容に変更を加え、又は受益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更又は影響の内容及び相当性に関する事項

ハ 外国投資信託約款等の変更がその効力を生ずる日

ニ 外国投資信託約款等の変更をする理由

ホ 外国投資信託約款等の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

二 外国投資信託の併合をしようとする場合

イ 外国投資信託の併合後の外国投資信託約款等の内容

ロ 外国投資信託約款等において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由

ハ 外国投資信託の併合に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、次に掲げる事項

（1）当該財産の内容及びその価額並びにこれらの事項の定めの相当性に関する事項

（2）受益者に対して交付する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定めの相当性に関する事項

ホ 外国投資信託の併合がその効力を生ずる日

二 外国投資信託を特定するために必要な事項

イ 外国投資信託の併合の当事者及び住所

（1）委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

（2）外国投資信託の信託契約の締結日

（3）外国投資信託約款等の内容

ヘ 外国投資信託の併合をする各外国投資信託において直前に作成された財産状況開示資料等（これに準ずる書面又は電磁的記録を含む。以下この条及び第一百一条において同じ。）の内容

ト 外国投資信託の併合をする各外国投資信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、その旨）

チ 外国投資信託の併合をする理由

リ 外国投資信託の併合に関する事項について受益者の不利益となる事実

（外国投資信託の信託契約の解約の理由）

第二百一条 法第五十九条において準用する法第十九条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載

一 外国投資信託の信託契約の解約の理由

二 外国投資信託の信託契約の解約がその効力を生ずる日

三 外国投資信託の信託契約の解約がその効力を生ずる日

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 委託者指図型投資信託に類するものの場合には、受託者の同意書又はこれに代わる書類による公告をする場合にあっては、当該公告の内容を記載した書面

二 法第五十九条において準用する法第二十条第一項において準用する法第十七条第五項の規定による公告をする場合にあっては、当該公告の内容を記載した書面

三 外国投資信託の信託契約の解約に関する第九十六条第三項第一号から第四号までに係る書類に準ずる書類

（外国投資信託の信託契約の解約の決定事項）

第一百二条 法第五十九条において準用する法第二十条第一項において準用する法第十七条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国投資信託の信託契約の解約の相当性に関する事項

二 直前に作成された財産状況開示資料等の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、その旨）

三 財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合は、外國投資信託が設定された後）に、重要な外國投資信託の信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の外國投資信託の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

四 財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合は、外國投資信託が設定された後）に、重要な外國投資信託の信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の外國投資信託の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

五 外国投資信託の信託契約の解約の理由

六 外国投資信託の信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

第五章 投資法人

第一節 投資法人

（電磁的記録）

第一百三条 法第六十六条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。（電子署名）

第一百四条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一 法第六十六条第二項

二 法第一百五十五条第一項において準用する会社法第三百六十九条第四項

三 法第一百三十九条の七において準用する会社法第六百八十二条第三項

四 法第一百三十九条の七において準用する会社法第六百九十五条第三項

五 法第五十四条の三第二項において準用する会社法第三百六十九条第四項

六 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百九十九条第五項

七 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百九十九条第五項

八 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百九十九条第五項

九 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百九十九条第五項

十 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百九十九条第五項

十一 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百九十九条第五項

十二 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百九十九条第五項

十三 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百九十九条第五項

十四 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百九十九条第五項

十五 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百九十九条第五項

十六 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百九十九条第五項

十七 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百九十九条第五項

（規約の記載事項の細目）

二 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

二 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ 資産運用の基本方針

ロ 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲

ハ 資産運用の対象とする特定資産以外の資産の種類

ニ 資産運用の対象とする資産について、その種類 銘柄若しくは通貨ごとの保有額若しくは保有割合に係る制限又は取得できる銘柄の範囲に係る制限その他の運用に制限を設ける場合にあっては、その内容

ホ 資産を主として有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。以下ホにおいて同じ。）に対する投資として運用すること

- 一の三 別紙様式第二号の二により作成した設立企画人（法人である場合を除く。次号、第三号及び第六号において同じ。）及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第二号に該当しないことを誓約する書面
- 二 設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合を除く。）
- 三 別紙様式第三号により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第二号、第四号及び第五号（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合は、同条第二号から第五号まで）のいずれにも該当しないことを当該設立企画人及び設立時執行役員の候補者が誓約する書面
- 四 別紙様式第四号又は第五号により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者の履歴書又は沿革
- 五 設立企画人が法人である場合にあっては、別紙様式第六号により作成した当該法人の主要な株主又は出資者の氏名又は名称、その保有する議決権の数等を記載した書面並びに定款及び登記事項証明書又はこれらに代わる書面
- 六 設立企画人が法第六十六条第三項第二号に掲げる者（令第五十四条第二項第一号に掲げる者を除く。）である場合にあっては、別紙様式第七号により作成した当該者に該当することを証明する書面及びその根拠となる書類
- 七 設立企画人が複数ある場合において、これらの者の中特定期の者が投資法人の設立に係る届出を行う場合には、当該特定の者が当該届出に関する一切の行為につき他の設立企画人から权限を与えられていることを証明する書面
- （投資法人設立届出書に添付すべき電磁的記録）
- 第一百八条の二** 法第六十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
- （投資法人設立に係る届出の受理）
- 第一百九条** 財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）は、投資法人設立届出書を受理したときは、投資法人設立届出書の副本及び規約各一通（規約が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面一通）に受理番号を記入した上で、当該副本及び規約を届出者に還付しなければならない。
(投資法人が成立しなかつた場合の届出)
- 第一百十条** 投資法人が成立しなかつた場合には、設立企画人は、速やかに、別紙様式第八号により作成した投資法人の不成立に関する届出書を、当該投資法人に係る投資法人設立届出書を受理した財務局長等に提出しなければならない。
- 2 設立企画人は、前項の規定による届出をしようとするときは、当該投資法人が成立しなかつた理由を明らかにする書面を添付しなければならない。
(申込みをしようとする者に対する通知事項)
- 第一百十一条** 法第七十一条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 設立時執行役員の候補者の生年月日、略歴及びその者が当該投資法人の設立時執行役員に就任した場合において投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）第七十四条规定第六号に定める重要な兼職に該当することとなるときは、その事実
- 二 設立時執行役員の候補者と成立時に法第八十一条第一項第四号に規定する委託契約（以下「資産運用委託契約」という。）を締結すべき者との利害関係の有無及び利害関係があるときは、その内容
- 三 設立時監督役員（法第七十一条第一項第六号に規定する設立時監督役員をいう。以下同じ。）の候補者の生年月日、略歴及びその者が当該投資法人の設立時監督役員に就任した場合において投資法人の計算に関する規則第七十四条第六号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

- 四 設立時会計監査人（法第七十一条第一項第六号に規定する設立時会計監査人をいう。以下同じ。）の候補者について、その者が公認会計士であるときは、生年月日、略歴及び所属する事務所の所在場所、その者が監査法人であるときは、主たる事務所の所在場所及び沿革
- 五 設立時募集投資口（法第七十条の二第一項に規定する設立時募集投資口をいう。以下同じ。）の引受けの申込みに際して、当該申込みをした者が支払う手数料の有無及び支払う手数料があるときは、その内容
- 六 当該設立時募集投資口に係る投資証券の募集が、金融商品取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当するものにあっては、その旨
- 七 規約に定められた事項（法第七十一条第一項第一号から第九号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であって、設立企画人に對して設立時募集投資口の引受けの申込みをしようとする者が当該者に對して通知することを請求した事項
(払込取扱機関)
- 第一百十二条** 法第七十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 農業協同組合法（昭和二十一年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- 三 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 四 信用金庫又は信用金庫連合会
- 五 農労金庫又は労働金庫連合会
- 六 農林中央金庫
- 七 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、同法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務を行う者に限る。）
- 八 株式会社商工組合中央金庫
- （申込みをしようとする者に対する通知事項の細目）
- 第一百十三条** 法第七十一条第三項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 設立時執行役員の候補者 氏名及び住所並びに当該候補者が次に掲げる者の一又は二以上に該当する場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
- イ 設立企画人の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。）当該設立企画人の氏名及び親族関係の内容
- ロ 設立企画人が法人である場合におけるその役員又は使用人（以下この条において「役員等」という。）当該設立企画人の名称並びに当該設立企画人における最終役職名及びその在職期間
- ハ 設立企画人が法人である場合におけるその主要株主（総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて所有している株主又は出資者をいう。）当該設立企画人の名称及び保有している議決権の数
- ニ 設立企画人の親会社（法人の総株主等の議決権の過半数を保有している株式会社をいう。以下ニにおいて同じ。）の役員等 当該設立企画人及び当該設立企画人の親会社の名称並びに当該親会社における最終役職名及びその在職期間
- ホ 設立企画人の子会社（法人がその総株主の議決権（法第二百条第三号に規定する議決権をいいう。）の過半数を保有する株式会社をいう。以下同じ。）の役員等 当該設立企画人及び当該企画人の子会社の名称並びに当該子会社における最終役職名及びその在職期間
- 二 設立時監督役員及び設立時会計監査人の候補者 氏名又は名称及び住所

(電磁的方法)
第一百四条 法第七十一条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る

電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを作成する方法

ロ 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法）

複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該設立時投資主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

五百三十九条第四項において準用する法第九十一条第二項の承諾をした設立時投資主の請求があつた時に当該設立時投資主に対して同条第四項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。第百九条において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

（創立総会参考書類）

五百三十九条第四項において準用する法第九十一条第四項の規定により交付すべき創立総会参考書類に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 議案及び提案の理由

二 議案が設立時執行役員の選任に関する議案であるときは、当該設立時執行役員についての第百四十三条に規定する事項

三 議案が設立時監督役員の選任に関する議案であるときは、当該設立時監督役員及び設立時会計監査人をいう。次条百四十四条に規定する事項

四 議案が設立時会計監査人の選任に関する議案であるときは、当該設立時会計監査人についての第百四十五条に規定する事項

五 議案が設立時役員等・設立時執行役員、設立時監督役員及び設立時会計監査人をいう。次条百四十四条において同じ。の解任に関する議案であるときは、解任の理由

六 前各号に掲げるもののほか、設立時投資主の議決権の行使について参考となると認める事項

2 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めた設立企画人が行つた創立総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第四項の規定による創立総会参考書類の交付とする。

（議決権行使書面）

五百三十九条 法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第四項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第六項若しくは第七項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定めるもの）についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄

二 二以上の設立時役員等の選任に関する議案である場合 各候補者の選任

ロ 二以上の設立時役員等の解任による場合 各設立時役員等の解任

二 第百三十九条第三号に掲げる事項を定めたときは、前号の欄に記載がない議決権行使書面が設立企画人に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

三 第百三十九条第一項第二号の取扱いを定めるときは、当該事項を定めたときは、当該事項

四 議決権の行使の期限

五 議決権行使すべき設立時投資主の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数（次

のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める事項を含む。）

三条第四項において準用する会社法第七十五条第一項又は第七十六条第一項）の規定により重

イ 議案ごとに当該設立時投資主が行使することができる議決権の数が異なる場合 議案ごとの議決権の数

ロ 一部の議案につき議決権を行使することができない場合 議決権を行使することができる

第百十七条第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、設立企画人は、法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第二項の承諾をした設立時投資主の請求があつた時に、当該設立時投資主に対して、同条第四項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。（実質的に支配することができる関係）

第一百二十条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十二条第一項本文に規定する内閣府令で定める設立時投資主は、成立後の投資法人（当該投資法人の子法人（法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下同じ。）を含む。）が、当該成立後の投資法人の投資主となる設立時投資主である会社等（会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体をいう。以下この条及び第一百六十条第一項において同じ。）の議決権（会社法第三百八条第一項その他これに準ずる同法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第四百二十三条第一項に規定する役員等（会計監査人を除く。）の選任及び定款の変更に関する議案（これらの議案に相当するものを含む。）の全部につき株主総会（これに相当するものを含む。）において議決権を行使することができない株式（これに相当するものを含む。）に係る議決権を除く。）の総数の四分の一以上を有することとなる場合における当該成立後の投資法人の投資主となる設立時投資主である会社等（当該設立時投資主であるもの以外の者が当該創立総会の議案につき議決権を行使することができない場合（当該議案を決議する場合に限る。）における当該設立時投資主を除く。）とす（書面による議決権行使の期限）。

第一百二十一条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十五条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第百十七条第二号の行使の期限とする。（設立企画人の説明義務）

第一百二十二条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十八条に規定する内閣府令で定める時は、第百十七条第五号イの行使の期限とする。（電磁的方法による議決権行使の期限）

第一百二十三条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十六条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第百十七条第五号の行使の期限とする。（設立企画人の説明義務）

第一百二十四条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十九条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。（設立企画人の説明義務）

一 設立時投資主が説明を求めた事項について説明をするために必要な調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該設立時投資主が創立総会の日より相当の期間前に当該事項を設立企画人にに対して通知した場合は、次に掲げる場合とする。（設立時投資主が説明を求めるために必要な調査が著しく容易である場合）

二 設立時投資主が説明を求めた事項について説明することにより成立後の投資法人その他の者（当該設立時投資主を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 設立時投資主が当該創立総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合（前三号に掲げる場合のほか、設立時投資主が説明を求めた事項について説明をしないことにつけ正当な事由がある場合）

（創立総会の議事録）

第一百二十四条 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十一条第一項の規定による創立総会の議事録については、この条の定めるところによる。創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

イ 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した設立企画人、設立時執行役員、設立時監督役員又は設立時会計監査人の氏名又は名称

四 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行つた設立企画人の氏名又は名称

三次の各号に掲げる場合には、創立総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

二 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十三条の規定により創立総会への報告があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

三 議事録の作成に係る職務を行つた設立企画人の氏名又は名称

四 創立総会の決議があつたものとみなされた日ハ 創立総会の決議があつたものとみなされた日

五 議事録の作成に係る職務を行つた設立企画人の氏名又は名称

一 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十三条の規定により創立総会への報告があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

二 設立総会への報告があつたものとみなされた事項の内容

三 創立総会への報告があつたものとみなされた日ハ 議事録の作成に係る職務を行つた設立企画人の氏名又は名称

（投資主による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第一百二十五条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第八十八条の十七第四項、第百十六条、第百十九条第三項、第百二十七条第二項及び第百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実（投資法人が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

第一百二十六条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第八十八条の十七第四項、第百十六条、第百十九条第三項、第百二十七条第二項及び第百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 投資法人が行つた調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第八十八条の十七第四項、第百十六条、第百十九条第三項、第百二十七条第二項及び第百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる

者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、法第七十五条第七項、第百十六条、第百十九条第三項及び第百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第一項の責任を追及する訴え、法第七十七条の二第三項の利益の返還を求める訴え又は法第百二十七号第一項、法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項（第二号を除く。）若しくは第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）若しくは法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）の規定による支払を求める訴え提起しないときは、その理由

（利益の供与に関する責任をとるべき執行役員等）

第一百二十七条 法第七十七条の二第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

イ 当該投資法人において最終営業期間（各営業期間（法第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）に係る計算書類（同項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書につき法第百三十一條の二項の承認を受けた場合における当該各営業期間のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）の末日（最終営業期間がない場合にあっては、当該投資法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（備置開始日（法第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十二条の二第一項第一号に規定する日をいう。次号において同じ。）後投資口の併合がその効力を生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあっては、当該新設の最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 当該投資法人において最終営業期間がないときは、当該投資法人の成立の日における貸借対照表三備置開始日後投資口の併合がその効力を生ずる日までの間に、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（投資口の併合に関する事後開示事項）

四（投資口の併合による手続の経過）

五百三十一条の三 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第一百八十二条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 投資口の併合が効力を生じた日

二 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第一百八十二条の三の規定による請求に係る手続の経過

三 法第八十八条の規定による手続の経過

四（投資口の併合が効力を生じた時における発行済投資口の総口数）

五（投資口の併合に関する重要な事項）

五百三十二条 法第八十一条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（投資口の分割による投資口の口数に一口に満たない端数が生ずる場合における当該端数の部分の処理の方法に関する事項）

二 前号の処理を経て法第八十一条の四第二項第三号に規定する投資主に交付される金額の取扱いに関する事項

三 前号の金額を新たに発行する投資口と引換えることとするときは、その旨及びその投資口の発行に関する事項

四（その他法第八十一条の四第一項の規定による投資口の分割に関する事項）

（投資口の分割の通知）

五百三十三条 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該投資法人の営業期間とし、当該営業期間が六月を超える投資法人にあっては、六月とする。

二 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める期間中には、当該新設に発行する投資口の発行に関する事項

三 法第八十一条の四第一項の規定による投資口の分割に関する事項

四（その他の法第八十一条の四第一項の規定による投資口の分割に関する事項）

（投資口の分割の通知）

五百三十四条 法第八十一条の四第二項第三号に規定する投資主に対し、前項の期間中になされた投資口の分割により生じた投資口の口数の一口に満たない端数の部分に相当するものとして交付されるべき金額の額（払込金額の公示の方法）

五百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 電子提供措置（法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。以下同じ。）をとる旨の規約の定めがあるときは、その規定による評価に定められた事項（法第八十三条第一項第一号から第六号まで及び前号に掲げる事項を除く。）であつて、当該投資法人に対して募集投資口の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対する通知することを請求した事項

二 前項の払込金額の公示は、当該払込金額が適用される募集投資口と引換えるに於ける金銭の払込みの期日を明示してしなければならない。（申込みをしようとする者に対する通知すべき事項）

三（投資法人の資産に属する不動産（以下この号において「投資不動産」という。）に関する次に掲げる事項）

イ 地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した投資不動産について、各物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（規約に定める評価方法及び基準により評価した価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。以下この号において同じ。）

ロ 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称

ハ 担保の内容

ニ 不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホにおいて同じ。）

ホ 不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称

ヘ 各物件の投資比率（当該物件の価格が全ての物件の価格の合計額に占める割合をいう。）

ト 投資不動産に関する賃貸借契約を締結した相手方（以下トにおいて「テナント」という。）がある場合には、次に掲げる事項（やむを得ない事情により記載できないものにあっては、その旨）

（1）テナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

（2）主要な物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物又は施設であつて、その賃料収入の合計が全ての投資不動産に係る賃料収入の合計の百分の十以上であるものをいう。）がある場合には、当該主要な物件とのテナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

（3）主要なテナント（当該テナントの賃貸面積の合計が全ての投資不動産に係る賃貸面積の合計の百分の十以上であるものをいう。）がある場合には、その名称、業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金又は保証金その他賃貸借契約に関する特記すべき事項

四 海外不動産保有法人の発行済株式又は出資を有する場合（当該発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に第二百二十一條に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を有する場合に限る。）に於ける率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を有する場合は、当該海外不動産保有法人に対する投資額

イ 当該海外不動産保有法人の組織形態、目的、事業内容及び利益の分配方針

<p>ハ 当該投資法人の資産に属する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の数又は額の当該海外不動産保有法人的發行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に対する割合</p> <p>二 当該海外不動産保有法人が所在する国における配当に係る規制の内容</p> <p>五 前号に規定する場合において海外不動産保有法人が有する不動産（以下この号において「間接投資不動産」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した間接投資不動産について、各物件の名称、所在地、所有者、用途、面積、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。以下この号において同じ。）</p> <p>ロ 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称</p>
<p>ハ 不動産の状況（不動産の構造、現況その他の間接投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。本において同じ。）</p> <p>ホ 不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称</p> <p>ト 各物件の投資比率（当該物件の価格が全ての物件の価格の合計額に占める割合をいう。）</p> <p>ト 間接投資不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下トにおいて「テナント」といいう。）がある場合には、次に掲げる事項（やむを得ない事情により記載できないものについては、その旨）</p> <p>（1）テナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率</p> <p>（2）物件ごとのテナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率</p>
<p>（3）主要なテナント（当該テナントの賃貸面積の合計が全ての間接投資不動産に係る賃貸面積の合計の十以上であるものをいう。）がある場合には、その名称、業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金又は保証金その他賃貸借契約に関する特記すべき事項</p> <p>イ 投資法人の資産に属する再生可能エネルギー発電設備（以下この号において「投資再生可能エネルギー発電設備」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>エ 設備の区分等の別、地域別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した投資再生可能エネルギー発電設備について、各再生可能エネルギー発電設備の名称、所在地、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（規約に定める評価方法及び基準により評価した価格その他これに準じて公正と認められる価格をいう。ロ及びト並びに次号イ及びロにおいて同じ。）</p> <p>ロ 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称</p>
<p>ハ 担保の内容</p> <p>二 再生可能エネルギー発電設備の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称</p> <p>ホ 再生可能エネルギー発電設備の状況に係る供給者に関する事項</p> <p>ト 各再生可能エネルギー発電設備の投資比率（当該再生可能エネルギー発電設備の価格が全ての再生可能エネルギー発電設備の合計額に占める割合をいう。）</p> <p>チ 投資再生可能エネルギー発電設備に関する賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、年間賃料、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸借契約に関する特記すべき事項</p> <p>チ 投資法人の資産に属する公共施設等運営権（以下この号において「投資公共施設等運営権」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 公共施設等の種類の別及び地域別に区分した投資公共施設等運営権に係る公共施設等について各公共施設等の名称、立地、運営等の内容及び公共施設等の管理者等の名称並びに投資公共施設等運営権の存続期間及び価格</p> <p>ロ 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称</p>

<p>ハ 再生可能エネルギー発電設備の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称</p> <p>ホ 再生可能エネルギー発電設備の状況に係る供給者に関する事項</p> <p>ト 各再生可能エネルギー発電設備の投資比率（当該再生可能エネルギー発電設備の価格が全ての再生可能エネルギー発電設備の合計額に占める割合をいう。）</p> <p>チ 投資再生可能エネルギー発電設備に関する賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、年間賃料、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸借契約に関する特記すべき事項</p> <p>チ 投資法人の資産に属する公共施設等運営権（以下この号において「投資公共施設等運営権」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 公共施設等の種類の別及び地域別に区分した投資公共施設等運営権に係る公共施設等について各公共施設等の名称、立地、運営等の内容及び公共施設等の管理者等の名称並びに投資公共施設等運営権の存続期間及び価格</p> <p>ロ 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称</p>
<p>ハ 公共施設等運営権の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他投資公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。本において同じ。）</p> <p>ホ 公共施設等運営権の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称</p> <p>ト 公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項</p>
<p>ハ 公共施設等運営権の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他投資公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。本において同じ。）</p> <p>ホ 公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項</p>
<p>ハ 第百三十六条 法第八十三条第二項に規定する内閣府令で定める細目は、全ての資産運用会社につき、それぞれ次に掲げるものとする。</p> <p>一 名称（当該資産運用会社が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び住所</p> <p>二 それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更に関する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（これらの者との間の契約に、資産の運用に係る権限の一部の再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容（資産の運用に係る権限の一部を適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。）を含む。）</p> <p>（申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合）</p>
<p>（百三十七条 法第八十三条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、投資法人が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。）</p>

一 当該投資法人が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 当該投資法人が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合
（出資の履行の仮装に関する責任をとるべき執行役員等）

三百三十七条の二 法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 出資の履行（法第八十四条第一項において準用する会社法第二百八条第三項に規定する出資の履行をいう。次号において同じ。）の仮装に関する職務を行つた執行役員

二 出資の履行の仮装が役員会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該役員会の決議に賛成した執行役員及び監督役員
ロ 当該役員会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した執行役員

（投資口の端数処理の方法）

第一百三十八条 法第八十八条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 その投資証券が金融商品取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所金融商品市場において行う取引による売却

二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場において行う取引による売却

三 前二号に掲げる投資口以外の投資口 当該投資口を発行する投資法人の純資産の額に照らして公正妥当な金額による売却

（投資口の端数払戻しの場合の控除方法）

第一百三十九条 法第八十八条第二項（法第一百四十九条の十七第二項において準用する場合を含む。）又は第二百二十四条第一項の規定により投資口の払戻しをした投資法人は、払戻しの直前における

一 口当たり出資総額に払戻しをした投資口の口数を乗じて得た額を出資総額から、払戻しの直前における一口当たり出資剩余金の額に払戻しをした投資口の口数を乗じて得た額を出資剩余金の額から、それぞれ控除しなければならない。

2 前項の一口当たり出資総額とは、出資総額を発行済投資口（法第七十七条の二第一項に規定する発行済投資口をいう。以下この条において同じ。）の総口数で除して得た額をいい、前項の一口当たり出資剩余金の額とは、出資剩余金の額を発行済投資口の総口数で除して得た額をいい。

3 法第二百二十四条第一項の規定により投資口の払戻しをした投資法人は、その投資主名簿に、当該投資口につき払戻しをした旨、払戻しをした年月日及び払戻金額を記載し、又は記録し、か

又は記録の変更をしなければならない。

（新投資口予約権原簿記載事項の記載等の請求）

第一百三十九条の二 法第八十八条の八第四項において準用する会社法第二百六十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 新投資口予約権を当該新投資口予約権を発行した投資法人以外の者から取得した者（当該投資法人を除く。以下この条において「新投資口予約権取得者」という。）が、新投資口予約権者として新投資口予約権原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に對して当該

新投資口予約権取得者の取得した新投資口予約権に係る法第八十八条の八第四項において準用する会社法第二百六十条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 新投資口予約権取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

三 新投資口予約権取得者が一般承継により当該投資法人の新投資口予約権を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四 新投資口予約権取得者が当該投資法人の新投資口予約権を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

五 新投資口予約権取得者が当該投資法人の新投資口予約権が証券発行新投資口予約権（法第八十八条の五第一項第二号ニに規定する証券発行新投資口予約権をいう。）である場合には、法第八十八条の八第四項において準用する会社法第二百六十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、新投資口予約権取得者が新投資口予約権証券を提示して請求をした場合とする。

（新投資口予約権に係る払込みの仮装に関する責任をとるべき執行役員等）

第一百三十九条の三 法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 払込み（法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の二第一項第二号の払込みをいう。次号において同じ。）の仮装に関する職務を行つた執行役員

二 払込みの仮装が役員会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該役員会の決議に賛成した執行役員及び監督役員
ロ 当該役員会に当該払込みの仮装に関する議案を提案した執行役員

（新投資口予約権の行使により投資口に端数が生ずる場合）

第一百三十九条の四 法第八十八条の十九第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいかれか高い額をもつて同号に規定する投資口の価格とする方法とする。

一 新投資口予約権の行使の日（以下この条において「行使日」という。）における当該投資口を取引する市場における最終の価格（当該行使日に売買取引がない場合又は当該行使日が当該市場の休業日に当たる場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格）

二 行使日において当該投資口が公開買付け等（金融商品取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。第二百四条第一項第二号において同じ。）の対象であるときは、当該行使日における当該公開買付け等に係る契約における当該投資口の価格

（招集の決定事項）

第一百四十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（規約に第三号、第五号、第六号及び第八号イからハまでに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）とする。

一 法第九十条の二第一項第一号に規定する投資主総会の場所が過去に開催した投資主総会のいづれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が規約で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて投資主総会に出席しない投資主全員の同意がある場合

二 第百四十二条から第百五十四条までの規定により投資主総会参考書類（法第九十一条第四項に規定する投資主総会参考書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項（第一百四十二条の二第二号、第一百四十九条第三号及び第四号並びに第百五十条第三号に掲げる事項を除く。）

三 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項本文の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

四 第百五十四条第一項の措置をとることにより投資主に対して提供する投資主総会参考書類に記載しないものとする事項

五 第百五十五条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

六 一の投資主が同一の議案につき法第九十二条第一項（法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあっては、法第九十二条第一項又は第九十二条の二第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なる

- るものであるときにおける当該投資主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項
- 七 投資主総会参考書類に記載すべき事項のうち、法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項の規定による規約の定めに基づき同条第二項の規定により交付する書面（第六十二条の四第二号において「電子提供措置事項記載書面」という。）に記載しないものとする事項
- 八 法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項
- イ 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項本文の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時
- ロ 法第九十条第二項の承諾をした投資主の請求があつた時に当該投資主に対する同条第四項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。ハ及び第五十五条において同じ。）の交付（当該交付に付して行う法第九十一条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をするごとに、その旨
- ハ 電子提供措置をとる旨の規約の定めがある場合において、法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があつた時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該投資主に係る事項に限り、第五十五条第三項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をすることとするときは、その旨
- 九 法第四十四条第一項において準用する会社法第三百十条第一項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他の代理人による議決権の行使に関する事項を定めるときは（規約に当該事項について電子提供措置をすることとするときは、その旨を除く。）は、その事項
- 十 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十三条第二項の規定による通知の方法を定めるとき（規約に当該通知の方法についての定めがある場合を除く。）は、その方法
- （投資主総会参考書類）
- 第百四十二条 投資主総会参考書類に記載すべき事項について、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 議案
- 二 提案の理由（議案が執行役員の提出に係るものに限り、投資主総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）
- 三 議案につき法第一百十一条第三項において準用する会社法第三百八十四条の規定により投資主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要
- 四 前項各号に掲げるもののほか、投資主総会参考書類には、法第九十三条第一項の規定による定め（以下この項において「みなし賛成の定め」という。）をした投資法人の投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにもみなし賛成の定めの適用がない旨を記載しなければならない。
- 五 投資主総会参考書類には、この条から第百五十四条までに定めるもののほか、投資主の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。
- 4 同一の投資主総会に關して投資主に対する投資主総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、投資主に対して提供する投資主総会参考書類に記載することを要しない。この場合には、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。
- 5 同一の投資主総会に關して投資主に対する投資主総会参考書類に記載する事項がある場合には、当該事項は、投資主に対して提供する投資主総会参考書類に記載してある場合は、投資主に記載することを要しない。
- （投資口の併合に関する議案）
- 第六百四十二条の二 執行役員が投資口の併合に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 当該投資口の併合を行う理由
- 二 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第一百八十八条第二項第一号及び第二号に掲げる事項の内容
- 三 法第九十条の二第一項の決定をした日における第百三十一条の二第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
- （執行役員の選任に関する議案）
- 第六百四十三条 執行役員が執行役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- 二 候補者の有する当該投資法人の投資口の口数
- 三 候補者が当該投資法人の執行役員に就任した場合において投資法人の計算に關する規則第七十四条第六号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実
- 四 候補者と投資法人との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- 五 候補者が現に当該投資法人の執行役員であるときは、当該投資法人における地位及び担当就任の承諾を得ていないときは、その旨
- 六 候補者と投資法人との間に補償契約（法第一百六十六条の二第一項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要
- 七 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（法第一百六十六条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 八 候補者と当該投資法人との間に補償契約（法第一百六十六条の二第一項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要
- 九 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 一〇 候補者が現に当該他の投資法人（当該他の投資法人の子法人（当該投資法人を除く。）を含む。以下この項において同じ。）の役員（法第九十六条第一項に規定する役員をいう。第一百六十四条及び第二百条を除き、以下この節において同じ。）であるときは、当該他の投資法人における地位及び担当
- 一一 候補者が過去十年間に当該他の投資法人の役員であったことを当該投資法人が知っているときは、当該他の投資法人に議案が、監督役員の全員の同意によつて提出されたものであるときは、その旨を記載しなければならない。
- （監督役員の選任に関する議案）
- 第六百四十四条 執行役員が監督役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

<p>二 候補者が当該投資法人の監督役員に就任した場合において投資法人の計算に関する規則第七十四条第六号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実</p>
<p>四 投資法人との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</p>
<p>五 候補者が現に当該投資法人の監督役員であるときは、当該投資法人における地位</p>
<p>六 就任の承諾を得ていないときは、その旨</p>
<p>七 法第一百一条第二項において準用する法第九十九条第二項の規定を適用するときは、その旨</p>
<p>八 候補者と当該投資法人との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要</p>
<p>九 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要</p>
<p>前項に規定する場合において、投資法人が他の投資法人の子法人であるときは、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>
<p>一 候補者が現に当該他の投資法人（当該他の投資法人の子法人（当該投資法人を除く。）を含む。以下この項において同じ。）の役員であるときは、当該他の投資法人における地位及び担当</p>
<p>二 候補者が過去十年間に当該他の投資法人の役員であつたことを当該投資法人が知っているときは、当該他の投資法人における地位及び担当</p>
<p>（会計監査人の選任に関する議案）</p>
<p>三百四十五条 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>
<p>イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴</p>
<p>ロ 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革</p>
<p>二 就任の承諾を得ていないときは、その旨</p>
<p>三 法第一百七条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</p>
<p>四 候補者と当該投資法人との間で法第一百五十五条の六第十二項において準用する会社法第四百二十二条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</p>
<p>五 候補者と当該投資法人との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要</p>
<p>六 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要</p>
<p>七 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項</p>
<p>八 当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項</p>
<p>九 当該候補者が次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるものから多額の金銭その他の財産上の利益（これらの人から受けける会計監査人（法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬、賞与その他の職務執行の対価として投資法人から受けれる財産上の利益及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けたときは、その内容</p>
<p>イ 当該投資法人に親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。ロにおいて同じ。）がある場合 当該投資法人、当該親法人又は当該親法人の子法人（当該投資法人を除く。）</p>
<p>ロ 当該投資法人に親法人がない場合 当該投資法人又は当該投資法人の子法人（執行役員の解任に関する議案）</p>
<p>三百四十六条 執行役員が執行役員の解任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>

<p>一 執行役員の氏名</p>
<p>二 解任の理由 （監督役員の解任に関する議案）</p>
<p>三百四十七条 執行役員が監督役員の解任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>
<p>一 監督役員の氏名</p>
<p>二 解任の理由 （会計監査人の解任又は不再任に関する議案）</p>

<p>三百四十八条 執行役員が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>
<p>一 会計監査人の氏名又は名称</p>
<p>二 解任又は不再任の理由 （会計監査人の解任又は不再任に関する議案）</p>
<p>三 法第一百七条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要 （責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等）</p>
<p>三百四十九条の二 次の各号に掲げる場合において、執行役員が法第一百五十五条の六第六項（同条第十一項又は第十二項において読み替えて準用する会社法第四百二十七条第五項において準用する場合を含む。）に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、投資主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等（法第一百五十五条の六第一項に規定する役員等をいう。第一百六十条第一項及び第二百四十四条を除き、以下同じ。）に与える第一百六十八条に規定する財産上の利益の内容を記載しなければならない。</p>
<p>一 法第一百五十五条の六第三項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合</p>
<p>二 法第一百五十五条の六第七項の規定により定めた規約に基づき役員等の責任を免除した場合</p>
<p>三 法第一百五十五条の六第七項において読み替えて準用する会社法第四百二十七条第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について会計監査人が損害を賠償する責任を負わないとされた場合 （吸収合併契約の承認に関する議案）</p>
<p>三百五十一条 執行役員が吸収合併契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>
<p>一 当該吸収合併（法第一百四十七条第一項に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。）を行う理由</p>
<p>二 吸収合併契約の内容の概要</p>
<p>三 当該投資法人が吸収合併存続法人（法第一百四十七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。）である場合において、法第九十条の二第一項の決定をした日ににおける第一百九十三条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p>
<p>四 当該投資法人が吸収合併存続法人（法第一百四十七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。）である場合において、法第九十条の二第一項の決定をした日ににおける第一百九十四条各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p>
<p>（新設合併契約の承認に関する議案）</p>
<p>五百五十四条 執行役員が新設合併契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>
<p>一 当該新設合併（法第一百四十八条第一項に規定する新設合併をいう。以下同じ。）を行う理由</p>
<p>二 新設合併契約の内容の概要</p>
<p>三 当該投資法人が新設合併消滅法人（法第一百四十八条第一項第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。以下同じ。）である場合において、法第九十条の二第一項の決定をした日ににおける第一百九十六条各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容</p>

- 一 電子提供措置をとっているときは、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものの他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項
- 二 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十九条の三第二項に規定する場合に当該の手続であつて、金融商品取引法施行令第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供されるものをインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらとの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧するために必要な事項
- (電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項)
- 第一百六十二条の四** 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定めるものは、投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)とする。
- 一 議案
- 二 投資主総会参考書類に記載すべき事項(前号に掲げるものを除く。)につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監督役員が異議を述べている場合における当該事項(補欠の役員の選任)
- 第一百六十三条** 法第九十六条第二項において準用する会社法第三百二十九条第三項の規定による補欠の役員の選任については、この条の定めるところによる。
- 2 法第九十六条第二項において準用する会社法第三百二十九条第三項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- 一 当該候補者が補欠の役員である旨
- 二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名
- 三 同一の役員(二以上の役員の補欠として選任した場合には、当該二以上の役員)につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位
- 四 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続
- 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、規約に別段の定めがある場合は、規約に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する投資主総会の開始の時までとする。ただし、投資主総会の決議によつてその期間を短縮することを妨げない。
- (心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)
- 第一百六十三条の二** 法第九十八条第二号(法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができない者とする。
- (監督役員の職務の遂行に支障を來すおそれがある者)
- 第一百六十四条** 法第一百条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に支障を來すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。
- 一 当該投資法人の設立企画人又は執行役員であった者
- 二 当該投資法人の設立企画人若しくは執行役員である者
- 三 当該投資法人の設立企画人等(設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であった者をいう。以下この条において同じ。)及び執行役員が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの若しくは二以上であったもの(法第一百条第三号に該当する者を除く。)

- 四 当該投資法人の設立企画人等又は執行役員から継続的な報酬を受けている者
- 五 当該投資法人の設立企画人等又は執行役員から無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与を受けている者
- 六 当該投資法人の設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であった者及び執行役員が、その取締役、執行役若しくはその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めている法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの
- 七 当該投資法人の執行役員が、その役員であり若しくは過去二年以内に役員であつた法人若しくはその子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの(前号又は法第一百条第三号に該当する者を除く。)
- 八 当該投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等、金融商品仲介業者(金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号及び第二百条第八号において同じ。)若しくは金融サービス仲介業者(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。以下この号及び第二百条第八号において同じ。)若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用者若しくは個人である金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの)
- 九 第三号から前号まで又は法第一百条第三号若しくは第五号のいずれかに該当する者の配偶者(監督役員の調査の対象)
- 第一百六十五条** 法第一百一条第三項において準用する会社法第三百八十四条に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。
- (役員会の議事録)
- 第一百六十六条** 法第一百十五条第一項において準用する会社法第三百六十九条第三項の規定による役員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
- 2 役員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 3 役員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 役員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない執行役員、監督役員又は会計監査人が役員会に出席席をした場合における当該出席の方法を含む。)
- 二 役員会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
- イ 法第一百十三条第二項の規定による執行役員の請求を受けて招集されたもの
- ロ 法第一百十三条第三項の規定による監督役員の請求を受けて招集されたもの
- ハ 法第一百十三条第四項の規定により執行役員又は監督役員が招集したもの
- 三 役員会の議事の経過の要領及びその結果
- 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する役員があるときは、当該役員の氏名
- 五 役員会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- 六 役員会の議長が存するときは、議長の氏名
- (報酬等の額の算定方法)
- 第一百六十七条** 法第一百十五条の六第三項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 役員等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価として投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の営業期間(次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む営業期間及びその前の各営業期間に限る。)ごとの合計額(当該営業期間が一年でない場合には、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額
- イ 法第一百十五条の六第三項の投資主総会の決議を行つた場合 当該投資主総会の決議の日
- ロ 法第一百十五条の六第七項の規定による規約の定めに基づいて責任を免除する旨の役員会の決議を行つた場合 当該役員会の決議の日

- イ 当該投資主総会に当該違法な払戻しに関する議案を提案した執行役員
 ロ イの議案の提案が役員会の決議に基づいて行われたときは、当該役員会の決議に賛成した
 役員
 ハ 当該投資主総会において当該違法な払戻しに関する事項について説明をした役員
 (計算書類等の承認の通知に係る電磁的方法)
第一百七十三条 法第百三十二条第四項(法第百六十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 二 電磁的記録媒体をもつて調製する方法
 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
 (投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)
第一百七十四条 令第九十二条第一項の規定により示すべき電子情報処理組織を使用する方法その他
 の情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。
 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
 イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 1 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 2 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 (金銭の分配等に関する責任をとるべき執行役員等)
第一百七十五条 法第百三十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。
 一 剰余金の配当による金銭等の交付に関する職務を行つた執行役員
 二 法第百三十一条第二項の金銭の分配に係る計算書の承認に賛成した役員
 三 分配可能額の計算に関する報告を監督役員又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした執行役員
 法第百三十八条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、役員会に議案を提案した執行役員とする。
第一百七十六条 法第百三十九条の三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 (募集事項)
 法第百三十九条の三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- イ 当該投資法人債(法第百三十九条の三第一項に規定する募集投資法人債をいう。以下同じ。)と引換えに金銭の払込みをさせることは、その旨及び各払込みの期日における払込金額(同項第十一号に規定する払込金額をいう。次条第四号において同じ。)
 ハ 法第百三十九条の八の規定による委託に係る契約において法に規定する投資法人債管理者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容
 ビ 法第百三十九条の九第八項又は法第百三十九条の九の二第二項において準用する会社法第七百四条の七において準用する同法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由
第一百七十七条 法第百三十九条の三第二項に規定する内閣府令で定めるべき事項
 四 法第百三十九条の九の二第一項の規定による委託に係る契約において同条第二項において準用する会社法第七百十四条の四第二項各号に掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は同法に規定する投資法人債管理補助者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容
 五 法第百三十九条の九の二第二項の規定による委託に係る契約における同条第二項において準用する会社法第七百十四条の四第四項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容
 (投資法人債を引き受ける者の募集に際して役員会が定めるべき事項)
第一百七十八条 法第百三十九条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 二以上の募集(法第百三十九条の三第一項の募集をいう。以下この条において同じ。)に係る同項各号に掲げる事項の決定を委任するときは、その旨
 二 募集投資法人債の総額の上限(前号に規定する場合には、各募集に係る募集投資法人債の総額の合計額)
 三 募集投資法人債の利率の上限その他の利率に関する事項の要綱
 四 募集投資法人債の払込金額の総額の最低金額その他の払込金額に関する事項の要綱
第一百七十九条 法第百三十九条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 投資法人債管理者を定めたときは、その名称及び住所
 二 投資法人債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所
 (申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)
第一百八十条 法第百三十九条の四第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、投資法人が同条第一項の申込みをしようとする者に対する同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。
 一 当該投資法人が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合
 二 当該投資法人が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合
 (投資法人債の種類)
第一百八十条 法第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十二条第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 投資法人債の利率
 二 投資法人債の償還の方法及び期限
 三 利息支払の方法及び期限
 四 投資法人債券を発行するときは、その旨
 五 投資法人債権者が法第百三十九条の七において準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることのできないこととするときは、その旨
 六 投資法人債管理者を定めないこととするときは、その旨

七	投資法人債管理者が投資法人債権者集会の決議によらずに法第百三十九条の九第四項第二号に掲げる行為をすることとするとときは、その旨
八	投資法人債管理補助者を定めることとするときは、その旨
九	投資法人債管理者を定めたときは、その名称及び住所並びに法第百三十九条の八の規定による委託に係る契約の内容
十	投資法人債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所並びに法第百三十九条の九の二第一項の規定による委託に係る契約の内容
十一	法第百三十九条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人の氏名又は名称及び住所
十二	投資法人債が担保付投資法人債であるときは、法第百三十九条の十一において適用する担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十九条第一項第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項
	（投資法人債原簿記載事項）
第一百八十二条	法第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十四条第二項に規定する内閣府令で定める者は、投資法人債権者が募集投資法人債と引換えにする金銭の払込みをする債務と投資法人に対する債権とを相殺したときの、債権の額及び相殺をした日とする。
	（投資法人債原簿記載事項の記載等の請求）
第一百八十三条	法第百三十九条の七において準用する会社法第六百九十五条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一	投資法人債取得者（投資法人債を投資法人債発行法人以外の者から取得した者（当該投資法人債で定める事項は、投資法人債権者その他の投資法人債発行法人（法第百三十九条の九第六項に規定する投資法人債発行法人を除く。）をいう。以下同じ。）が、投資法人債権者として投資法人債に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該投資法人債取得者の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
二	投資法人債取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
三	投資法人債取得者が一般承継により当該投資法人の投資法人債を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
四	投資法人債取得者が当該投資法人の投資法人債を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことと証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
五	投資法人債取得者が取得した投資法人債が投資法人債券を発行する場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該投資法人債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その取扱いの内容たときは、次に掲げる事項
六	イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（投資法人債権者集会の日時以前の時であつて、法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）
七	ロ 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第二項の承諾をした投資法人債権者の請求があつた時に当該投資法人債権者に対して法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。法第百三十九条において准用する会社法第七百二十条第二項の承諾をした投資

五	労働金庫連合会 （特別の関係）
六	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社
七	農林中央金庫 株式会社商工組合中央金庫
八	（百三十九条の九第八項において準用する会社法第七百十二条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。 一 法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（以下この条において「支配社員」という。）と当該法人（以下この条において「被支配法人」という。）との関係
九	二 被支配法人との被支配社員の他の被支配法人との関係 三 支配社員とその被支配法人が合わせて他の法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人も、当該支配社員の被支配法人とみなして前項の規定を適用する。
第一百八十五条	法第百三十九条の九第八項において準用する会社法第七百十条第二項第一号（法第百三十九条の九第八項において準用する会社法第七百十二条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。 一 法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（以下この条において「支配社員」という。）と当該法人（以下この条において「被支配法人」という。）との関係
第一百八十六条	法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百十九条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 次条の規定により投資法人債権者集会参考書類（法第百三十九条の十第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十二条第一項に規定する投資法人債権者集会参考書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項
二	弁護士法人 三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人 （投資法人債権者集会の招集の決定事項）
第一百八十七条	法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百十九条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）
二	書面による議決権の行使の期限（投資法人債権者集会の日時以前の時であつて、法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）
三	一の投資法人債権者が同一の議案につき法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十六条第一項（法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十九条第三号に掲げる事項を定めた場合にあっては、法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十六条第一項又は第七百二十七条第一項）の規定により重複して議決権行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該投資法人債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項
四	法第百八十八条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容
五	法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十九条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項
六	イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（投資法人債権者集会の日時以前の時であつて、法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）
七	ロ 法第百三十九条の十第二項において准用する会社法第七百二十条第二項の承諾をした投資法人債権者の請求があつた時に当該投資法人債権者に対して法第百三十九条の十第二項において准用する会社法第七百二十条第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。法第百三十九条において准用する会社法第七百二十条第二項の承諾をした投資

三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十一條第二項の規定による電磁的方法による提供を含む)をすることとするときは、その旨

(投資法人債権者集会参考書類)

第一百八十七条 投資法人債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 議案及び提案の理由
二 議案が代表投資法人債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

イ 候補者の氏名又は名称
ロ 候補者の略歴又は沿革

ハ 候補者が投資法人債発行法人、投資法人債管理者又は投資法人債管理補助者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

2 投資法人債権者集会参考書類には、前項に定めるものほか、投資法人債権者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

3 同一の投資法人債権者集会に関する投資法人債権者に対する提供する投資法人債権者集会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、これらの事項は、投資法人債権者集会参考書類に記載することを要しない。

4 同一の投資法人債権者集会に関する投資法人債権者に対する提供する募集通知(法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による通知をいう。以下この項並びに次条第三項及び第四項において同じ。)の内容とすべき事項のうち、投資法人債権者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、募集通知の内容とすることを要しない。

(議決権行使書面)

第一百八十八条 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十二条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案についての賛否(棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。)を記載する欄

二 第百八十六条第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項

三 第百八十六条第四号に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者(法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百十九条に規定する招集者をいう。次項において同じ。)に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき投資法人債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

2 第百八十六条第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第二項の承諾をした投資法人債権者の請求があつた時に、当該投資法人債権者に対して、法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十一條第一項の規定による議決権行使書面の交付(当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をしなければならない。

3 同一の投資法人債権者集会に関する投資法人債権者に対する提供する議決権行使書面に記載すべき事項(第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。)のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、投資法人債権者に対して提供する議決権行使書面に記載することを要しない。

4 同一の投資法人債権者集会に関する投資法人債権者に対する提供する議決権行使書面に記載してある事項が、投資法人債権者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載してある事項が、投資法人債権者に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

(書面による議決権行使の期限)
第一百八十九条 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十六条第二項に規定する内閣府令で定める時は、第一百八十六条第二号の行使の期限とする。

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第一百九十条 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十二条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第一百八十六条第五号イの行使の期限とする。

(投資法人債権者集会の議事録)
第一百九十二条 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十五条第一項の規定による投資法人債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

3 2 (投資法人債権者集会の議事録)
投資法人債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

一 投資法人債権者集会が開催された日時及び場所

二 投資法人債権者集会の議事の経過の要領及びその結果

三 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十九条第一項の規定により投資法人債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

四 投資法人債権者集会に出席した投資法人債発行法人の代表者又は代理人の氏名

五 投資法人債権者集会に出席した投資法人債管理者の代表者若しくは代理人の氏名又は投資法人債管理補助者若しくはその代表者若しくは代理人の氏名

六 投資法人債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名

七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又は名称

四 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十五条の二第一項の規定により投資法人債権者集会の決議があつたものとみなされた場合には、投資法人債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

一 投資法人債権者集会の決議があつたものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 投資法人債権者集会の決議があつたものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又は名称

(短期投資法人債の発行の要件)
第一百九十三条 法第百三十九条の十三第一号イに規定する内閣府令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一 特定資産(令第九十八条の二各号に掲げる資産に限る。次項第一号において同じ。)の取得に必要な資金の調達

二 次に掲げる不動産の修繕(事故、災害その他の事由により緊急に必要となつたものに限る。)に必要な資金の調達

イ 投資法人が有する不動産

ロ 投資法人が有する令第九十八条の二第二号に規定する信託の受益権に係る信託財産に属する不動産

ハ 令第百十六条の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式を有する場合(当該発行済株式(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。)の総数に第二百二十二条に規定する率を乗じて得た数を超えて当該発行済株式を有する場合に限る。)において当該海外不動産保有法人が有する不動産

前号イ又はロに掲げる不動産の貸借人に対する敷金又は保証金の返還に必要な資金の調達

四 投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債の発行により資金の調達をしようとする場合における当該発行までの間に必要な資金の調達

一 法第百三十九条の十三第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

二 前号第一号の目的により短期投資法人債を発行する場合にあつては、同号の特定資産の取得に係る契約を締結し、又は当該契約の締結の見込みが確実であること。

三 前号第二号の目的により短期投資法人債を発行する場合にあつては、同号の不動産の修繕に係る契約を締結し、又は当該契約の締結の見込みが確実であること。

- 三 前項第三号の目的により短期投資法人債を発行する場合にあつては、賃貸借契約の終了の見込みが確実であること。
- 四 前項第四号の目的により短期投資法人債を発行する場合にあつては、元本の償還について、当該短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から六月末満の日とする確定期限の定めがあること。
- 3 法第百三十九条の十三第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- 4 いづれかの特定短期投資法人債（発行を予定する短期投資法人債により調達した資金をもつて償還が行われる短期投資法人債をいう。以下本条において同じ。）が第一項第一号から第三号までに掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあること。
- 二 いづれかの特定短期投資法人債が第一項第四号に掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から六月末満の日とする確定期限の定めがあること。
- 4 前項において、特定短期投資法人債（この項の規定により特定短期投資法人債とみなされる短期投資法人債を含む。）の発行により調達した資金をもつて償還が行われる短期投資法人債は、特定短期投資法人債とみなす。
- （吸收合併消滅法人の事前開示事項）
- 第一百九十三条** 法第百四十九条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 合併対価の相当性に関する事項
- 二 合併対価について参考となるべき事項
- 二の二 吸收合併に係る新投資口予約権の定めの相当性に関する事項
- 三 計算書類等に関する事項
- 四 吸收合併が効力を生ずる日以後における吸收合併存続法人の債務（法第百四十九条の四第一項の規定により吸收合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
- 五 吸收合併契約等備置開始日（法第百四十九条第一項各号に掲げる日のいづれか早い日をいう。第五項において同じ。）後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項との規定による。
- 2 この条において「合併対価」とは、吸收合併に際して吸收合併消滅法人の投資主に対するその投資口に代えて交付する当該吸收合併存続法人の投資口又は金銭をいう。
- 3 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他法第百四十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合は、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。
- 一 合併対価の総額（投資口の総数及び金銭の総額をいう。）の相当性に関する事項
- 二 吸收合併存続法人と吸收合併消滅法人との共通支配下関係（投資法人の計算に関する規則第一項第二号及び第三号に規定する共通支配下関係をいう。以下この号において同じ。）にあるときは、当該吸收合併消滅法人の投資主（当該吸收合併消滅法人と共通支配下関係にある投資主を除く。）の利益を害さないよう留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）
- 三 合併対価として金銭を選択した場合にあつては、その理由
- 4 第一項第二号に規定する「合併対価について参考となるべき事項」とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項（法第百四十九条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき吸收合併消滅法人の総投資主の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。
- 二 次に掲げる事項その他の合併対価として交付される投資口の換価の方針に関する事項

- 6 5 三 合併対価として交付される投資口に市場価格があるときは、その価格に関する事項
- 四 第一項第二号の二に規定する「吸收合併に係る新投資口予約権の定めの相当性に関する事項」とは、法第百四十七条第一項第四号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項とする。
- 5 一 吸收合併存続法人についての次に掲げる事項
- イ 最終営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書（最終営業期間がない場合には、吸收合併存続法人の成立の日における貸借対照表）の内容
- ロ 最終営業期間の末日（最終営業期間がない場合には、吸收合併存続法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸收合併契約等備置開始日後吸收合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）
- 二 吸收合併消滅法人についての次に掲げる事項
- イ 吸收合併消滅法人において最終営業期間の末日（最終営業期間がない場合には、吸收合併消滅法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸收合併契約等備置開始日後吸收合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）
- ロ 吸收合併消滅法人において最終営業期間がないときは、吸收合併消滅法人の成立の日における貸借対照表
- （吸收合併存続法人の事前開示事項）
- 第一百九十四条** 法第百四十九条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第百四十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと。）の相当性に関する事項
- 二 法第百四十七条第一項第四号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定めを（全部の新投資口予約権の新投資口予約権者に対して交付する金銭の額を零とする旨の定めを除く。）の相当性に関する事項
- 二 吸收合併消滅法人についての次に掲げる事項
- イ 最終営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書（最終営業期間がない場合には、吸收合併消滅法人の成立の日における貸借対照表）の内容
- ロ 最終営業期間の末日（最終営業期間がない場合には、吸收合併消滅法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸收合併契約等備置開始日（法第百四十九条の六第一項各号に掲げる日のいづれか早い日をいう。次号イ及び第五号において同じ。）後吸收合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）
- 三 吸收合併存続法人についての次に掲げる事項
- イ 吸收合併存続法人のにおいて最終営業期間の末日（最終営業期間がない場合には、吸收合併存続法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸收合併契約等備置開始日後吸收合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）
- ロ 吸收合併存続法人のにおいて最終営業期間がないときは、吸收合併存続法人の成立の日における貸借対照表

- 四 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続法人の債務（法第百四十九条の九において準用する法第百四十九条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に對して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
- 五 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（吸収合併存続法人の事後開示事項）
- 第一百九十五条** 法第百四十九条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 吸収合併が効力を生じた日
 - 二 吸収合併消滅法人における次に掲げる事項
 - イ 法第百四十九条の三及び第百四十九条の三の二の規定並びに法第百四十九条の四の規定による手続の経過
 - ロ 法第百五十条において準用する会社法第七百八十四条の二の規定による請求に係る手続の経過
 - 三 吸収合併存続法人における次に掲げる事項
 - イ 法第百四十九条の八の規定及び法第百四十九条の九において準用する法第百四十九条の四の規定による手続の経過
 - ロ 法第百五十条において準用する会社法第七百九十六条の二の規定による請求に係る手続の経過
 - 四 吸収合併により吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人から承継した重要な権利義務に関する事項
 - 五 法第百四十九条第一項の規定により吸収合併消滅法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）
 - 六 法第百六十九条第一項の変更の登記をした日
 - 七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（新設合併消滅法人の事前開示事項）
- 第一百九十六条** 法第百四十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第百四十八条第一項第五号及び第六号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項
 - 二 他の新設合併消滅法人についての定めの相当性に関する事項
 - 三 最終営業期間に係る計算書類（資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書（最終営業期間がない場合にあっては、他の新設合併消滅法人の全部又は一部が新投資口予約権を発行しているときは、法第百四十八条规定第七号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項））の内容
 - 四 他の新設合併消滅法人についての次に掲げる事項
 - イ 最終営業期間に係る計算書類（資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書（最終営業期間がない場合にあっては、他の新設合併消滅法人の成立の日））の内容
 - ロ 他の新設合併消滅法人において最終営業期間の末日（最終営業期間がない場合にあっては、他の新設合併消滅法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約等備置開始日（法第百四十九条の十一第一項各号に掲げる日のいづれか早い日をいう。次号イ及び第五号において同じ。）後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）
 - 三 当該新設合併消滅法人についての次に掲げる事項
 - イ 当該新設合併消滅法人において最終営業期間の末日（当該最終営業期間がない場合にあっては、新設合併消滅法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約等備置開始日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）

- 第一百九十七条** 法第百四十九条の十六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 新設合併が効力を生じた日
 - 二 法第百四十九条の十三及び第百四十九条の十三の二の規定並びに法第百四十九条の十四において準用する法第百四十九条の四の規定による手続の経過
 - 三 法第百五十条において準用する会社法第八百五十五条の二の規定による請求に係る手続の経過
 - 四 新設合併により新設合併設立法人が新設合併消滅法人から承継した重要な権利義務に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項（新設合併設立法人の事後開示事項）
- 第一百九十八条** 法第百四十九条の十七第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
- 一 その投資証券が金融商品取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所金融商品市場において行う取引による売却
 - 二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場において行う取引による売却
 - 三 前二号に掲げる投資口以外の投資口 当該投資口を発行する投資法人の純資産の額に照らして公正妥当な金額による売却
- （清算監督人の職務遂行による売却のある者）
- 第二百条** 法第百五十五条第六項において準用する法第百条第六号に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。
- 一 第百六十四条各号に掲げる者
 - 二 当該清算投資法人の設立企画人、設立企画人たる法人の役員（過去二年以内に役員であった者を含む。）、執行役員及び清算執行人が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの（法第百五十五条第六項において準用する法第百条第三号に該当する者を除く。）
 - 三 当該清算投資法人の設立企画人、設立企画人たる法人の役員（過去二年以内に役員であった者を含む。）、執行役員及び清算執行人が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの（法第百五十五条第六項において準用する法第百条第三号に該当する者を除く。）
 - 四 当該清算投資法人の清算執行人から継続的な報酬を受けている者
 - 五 当該清算投資法人の清算執行人から無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与を受けている者
 - 六 当該清算投資法人の設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であつた者、執行役員及び清算執行人が、その取締役、執行役若しくはその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めている法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの
 - 七 当該清算投資法人の清算執行人が、その役員であり若しくは過去二年以内に役員であつた法人若しくはその子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつた法

に次条第三項及び第四項において同じ。)の内容とすべき事項のうち、債権者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

(議決権行使書面)

第二百八条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案についての同意の有無(棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。)を記載する欄
二 第二百六条第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項
三 第二百六条第四号に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者(法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項に規定する招集者をいう。次項において同じ。)に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 議決権の行使の期限

五 議決権行使すべき協定債権者の氏名又は名称及び当該協定債権者について法第百六十四条

第四項において準用する会社法第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定められた事項
六 第二百六条第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者の請求があつた時に、当該協定債権者に対して、法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付(当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をしなければならない。

七 第二百六条第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、当該協定債権者に対する取扱いの内容としない。
八 同一の債権者集会に関する協定債権者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項(第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。)のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

(書面による議決権行使の期限)

第二百九条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十六条第二項に規定する内閣府令で定める時は、第二百六条第二号の行使の期限とする。

(電磁的方法による議決権行使の期限)
第二百十条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十七条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第二百六条第五号イの行使の期限とする。

(債権者集会の議事録)
第二百十一条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百六十一条の規定による債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

(債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

(債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 債権者集会が開催された日時及び場所
二 債権者集会の議事の経過の要領及びその結果
三 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十九条の規定により債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

四 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十九条の規定により債権者集会に対する報告及び意見の陳述がされたときは、その報告及び意見の内容の概要

五 債権者集会に出席した清算執行人の氏名
六 債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名

七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又は名称
(検査役等の報酬の額の算定手続)

第二百十二条 管轄財務局長等は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴いた上で、法第百八十三条において準用する法第百五十四条第二項の規定による報酬の額を定めるものとする。

一 檢査役 執行役員及び監督役員(清算投資法人にあつては清算執行人及び清算監督人)

二 執行役員又は監督役員の職務を一時行うべき者 執行役員及び監督役員

三 清算執行人又は清算監督人の職務を一時行うべき者及び鑑定人 清算執行人及び清算監督人

(投資法人の登録申請手続)

第二百十三条 法第百八十七条の登録を受けようとする投資法人は、別紙様式第九号により作成した登録申請書に、当該登録申請書の写し二通及び法第百八十八条第二項に規定する書類一部を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

(投資法人の登録申請書の記載事項)

第二百十四条 法第百八十八条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 投資法人の設立に係る届出受理年月日及び受理番号

二 投資法人の成立年月日

三 投資法人の成立時の出資総額及び投資口の総口数並びに投資主数

四 主要な投資主の氏名又は名称及び住所

五 執行役員又は監督役員が他の法人の業務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該執行役員又は監督役員の氏名及び当該他の法人における役職名並びに当該他の法人の商号又は名称及び業務の種類又は当該事業の種類

六 払込取扱機関の名称及び住所

一般事務受託者の名称及び住所並びに沿革

一般事務受託者と締結した事務の委託契約の概要

創立総会を開催した場合は、創立総会の開催日及びその理由

令第百六十六条の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に第二百二十二条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を取得する場合には、当該海外不動産保有法人に係る次に掲げる事項

イ 目的、商号及び住所

ロ 組織及び役員に関する事項

ハ 資産の管理及び処分に関する事項(取得する資産の内容、取得の時期及び譲受人に関する事項を含む。)

二 計算及び利益の分配に関する事項

ホ 株主又は出資者が有する権利に関する事項

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百十五条 法第百八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 規約

二 投資法人の登記事項証明書

三 払込取扱機関による払込金の保管に関する証明書

四 執行役員及び監督役員の住民票の抄本(当該執行役員又は監督役員が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄

本)又はこれに代わる書面

四の一 執行役員及び監督役員の旧氏及び名を当該執行役員及び監督役員の氏名に併せて法第百八十八条第一項の登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該執行役員及び監督役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四の三 別紙様式第九号の二により作成した執行役員及び監督役員が法第百八十八条第二号に該当しないことを誓約する書面

五 執行役員及び監督役員が法第百八十八条第三号に該当しない旨の官公署の證明書（当該執行役員及び員又は監督役員が外国人である場合を除く。）

六 別紙様式第十号により作成した執行役員が法第百八十八条第二号、第四号及び第五号（当該執行役員が外国人である場合には、同条第二号から第五号まで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 別紙様式第十一号により作成した監督役員が法第百条第一号（法第百八十八条第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）から第五号まで及びこの府令第百六十四条各号（当該監督役員が外国人である場合には、法第百条第一号（法第百八十八条第二号から第五号までに係る部分に限る。）から第五号まで及びこの府令第百六十四条各号）のいずれにも該当しないことを当該監督役員が誓約する書面

八 別紙様式第十二号又は第十三号により作成した執行役員及び監督役員並びに設立企画人（法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人）の履歴書又は一般事務受託者との間で締結した事務の委託契約書の写し

九 資産運用会社との間で締結した資産の運用に係る委託契約書の写し

十 資産保管会社との間で締結した保管契約書の写し

十一 資産運用会社が資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合には、その再委託契約書の写し

十二 資産運用会社が資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合には、その再委託契約書の写し

十三 創立総会を開催した場合には、創立総会の議事録

十四 令第百六十条の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有するもの株式又は出資を除く。）の総数又は総額に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を取得する場合には、当該海外不動産保有法人に係る次に掲げるもの

イ 定款又はこれに相当する書類
ロ 当該海外不動産保有法人が所在する国の法令に基づき当該海外不動産保有法人の設立について承認、認可、許可若しくは届出又はこれらに相当するものが行われている場合には、その承認書、認可書、許可書若しくは届出書又はこれらに相当する書面の写し

ハ 当該海外不動産保有法人について登記が行われている場合には、登記事項証明書又はこれに相当する書面の写し

ニ 株主名簿又はこれに相当する書類
ホ 直近の事業年度に係る貸借対照表（当該事業年度がない場合には、当該海外不動産保有法人の設立の日における貸借対照表）

ヘ 当該海外不動産保有法人が所在する国における会社制度等の概要を説明する書面（登録の実施）

第二百一十六条 財務局長等は、法第百八十九条第一項の規定により登録をするときは、別紙様式第九号の第二面から第八面までを投資法人登録簿につづることにより行うものとする。
2 財務局長等は、法第百八十九条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第十四号により作成した登録済通知書により行うものとする。
(投資法人登録簿等の縦覧)

第二百一十七条 投資法人の登録をした財務局長等は、その登録をした投資法人に係る投資法人登録簿及び投資法人登録簿に登録された事項を、当該投資法人の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（登録の拒否の通知）

第二百一十八条 財務局長等は、法第百九十五条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第十五号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

（登録事項変更の届出）

第二百一十九条 登録投資法人は、法第百九十五条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

一 商号を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した投資法人の登記事項証明書

二 本店の所在場所の変更をした場合 当該変更に係る事項を記載した投資法人の登記事項証明書

三 執行役員又は監督役員に変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した投資法人の登記事項証明書及び新たに執行役員又は監督役員となつた者に係る次に掲げる書面

イ 第二百五十五条第四号及び第四号の三から第八号までに掲げる書面
ロ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第十六号により作成した変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書面（第二百五十五条第四号に掲げる書面に限る。）が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者に変更があつた場合 新たに資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者となつた者に係る第二百五十五条第九号から第十一号までに掲げる書面のうちそれぞれ該当する書面

五 資産運用会社が資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合の当該再委託を受けた者に変更があつた場合 新たに再委託を受けることとなつた者に係る第二百五十五条第十二号に掲げる書面

六 執行役員又は監督役員が新たに他の法人の業務に従事し、又は事業を営むこととなつた場合 当該執行役員又は監督役員の氏名並びに当該他の法人の商号又は名称及び業務の種類又は当該事業の種類を記載した書面

（解散の届出）

第二百二十一条 法第百九十五条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第十七号により作成した解散届出書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

一 投資法人の資産の内容を明らかにした書面

二 投資主総会が開催された場合は、投資主総会議事録

第二百二十二条 法第百九十五条第一項の規定による取引（登録投資法人が行うことができる取引）

第二百二十三条の二 令第百十六条第二号に規定する内閣府令で定める行為は、採鉱、採取、製鍊、精製その他これらに類する行為とする。

（同一法人の発行する株式の投資法人による取得割合）

第二百二十五条の二 令第百九十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五十とする。

（資産運用の制限の例外となる法人）

第二百二十六条の二 令第百十六条の二に定める場合において、登録投資法人が、法第百九十五条第一項第二号に定める数を超えてその株式を取得することができる法人は、次に掲げる全ての要件を満たす法人とする。

一 外国に所在する法人であつて、所在する国において専ら法第百九十三条第一項第三号から第五号までに掲げる取引を行ふことをその目的とする。

二 各事業年度（一年を超えることができないものとする。）経過後六月以内に、その配当可能な額のうち、当該登録投資法人の有する株式の数又は出資の額に応じて按分した額その他の当

(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第二百二十七条 令第二百二十二条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 二 特定設立企画人等又は当該特定設立企画人等が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法)
- 三 一般放送事業者(放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。)の放送設備により放送をさせる方法

用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)

二 一般放送事業者(放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。)の放送設備により放送をさせる方法

用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

令第二百二十二条第四項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第二百二十三条第三号ニに掲げる事項とする。

- 2 (誇大広告をしてはならない事項)
 - 2 令第二百二十二条第四項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第二百二十八条 法第二百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 投資証券募集等契約の解除に関する事項
- 二 投資証券募集等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 投資証券募集等契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- 四 投資証券募集等契約に係る金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四条に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)又は金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものに関する事項
- 五 設立企画人の資力又は信用に関する事項
- 六 設立企画人の投資証券の募集等の業務の実績に関する事項
- 七 投資証券募集等契約に係る顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項
- 八 (契約締結前交付書面の記載方法)

第二百二十九条 契約締結前交付書面には、法第二百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に掲げる事項を産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、法第二百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号並びに第二百三十二条第三号及び第四号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3 特定設立企画人等は、契約締結前交付書面には、第二百三十二条第一号に掲げる事項及び法第二百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第二百三十一条 法第二百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し同法第二条第十項に規定する目論見書(前条に規定する方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項の全てが記載されているものに限る。)を交付している場合(目論見書に当該事項の全てが記載されていない場合

にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項の全てが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。)又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合とする。

- 2 金融商品取引法第二十七条の三十の九第一項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第三十二条の二の規定は、前項の規定による同項に規定する書面の交付について準用する。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第二百三十二条 法第二百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、投資証券募集等契約に関する顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該投資証券募集等契約に関する投資証券の価格に対する割合を含む。以下この項において同じ。)及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。

ただし、これらの記載をすることができない場合には、その旨及びその理由とする。

2 第二百二十五条第二項から第四項までの規定は、前項の手数料等について準用する。

(契約締結前交付書面の記載事項)

- 2 第二百二十五条第二項から第四項までの規定は、前項の手数料等について準用する。
- 第二百三十三条** 法第二百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
 - 二 当該投資証券募集等契約に係る投資証券の譲渡に制限がある場合にあつては、その旨及び当該制限の内容
 - 三 顧客が行う投資証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該指標
 - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
 - 四 顧客が行う投資証券の募集等に係る取引について当該設立企画人その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該指標
 - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由
 - 五 当該投資証券募集等契約に係る租税の概要
 - 六 顧客が当該設立企画人に連絡する方法
 - 七 当該投資証券募集等契約の終了の事由がある場合にあつては、その内容
 - 八 当該設立企画人の概要
 - 九 当該設立企画人が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。)となつている認定投資者保護団体(同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該投資証券募集等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務(同項に規定する認定業務をいう。)の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。)の有無(対象事業者となつている場合にあつては、その名称) (情報通信の技術を利用して提供)

第二百三十三条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十六条の規定は、法第二百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において同法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。

2 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十七条の規定は、令第二百二十二条第五項において金融商品取引法施行令第十五条の二十二の規定を準用する場合について準用する。

(契約締結時交付書面の記載事項)

第二百三十四条 投資証券募集等契約が成立したときに作成する法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

一 当該設立企画人の商号、名称又は氏名

二 当該投資証券募集等契約の概要（当該投資証券募集等契約に係る投資証券の銘柄、数及び価格を含む。）

三 当該投資証券募集等契約の成立の年月日

四 当該投資証券募集等契約に係る手数料等に関する事項

五 顧客の氏名又は名称

六 顧客が当該設立企画人に連絡する方法

（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付）

第二百三十五条の二 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、投資証券募集等契約に係る投資証券以外の有価証券又は当該投資証券の発行者以外の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする信用格付（金融商品取引法第二百三十四条に規定する信用格付をいい、実質的に当該投資証券又はその発行者の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）とする。

第二百三十五条の三 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

二 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付について

ては、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、そ

の規定にかかる特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界

（禁止行為）
第二百三十五条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
一 次に掲げる書面の交付に關し、あらかじめ、顧客（特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一条に規定する特定投資家をいう。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第百

九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び投資証券募集等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、投資証券募集等契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 第二百三十条に規定する場合にあっては、同条に規定する目論見書（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

二 評議解を生ぜしめるべき表示をする行為（第三者をして特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

三 投資証券募集等契約の締結又は解約に關し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為（事故）

四 投資証券募集等契約に規定する書面（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

二 評議解を生ぜしめるべき表示をする行為（第三者をして特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

三 評議解を生ぜしめるべき表示をする行為（第三者をして特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

四 評議解を生ぜしめるべき表示をする行為（第三者をして特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

イ 認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者をいい、投資証券の募集等に係る取引に係る紛争が同法第六条第一号に規定する紛争の範囲に含まれるものに限る。）が行う認証紛

争解決手続（同法第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）による和解が成立している場合

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ 当該和解の手続について弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十二年法律第百九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行ふ者に限る。）が顧客を代理していること。

ロ 当該和解の成立により特定設立企画人等が顧客に対し支払をすることとなる額が千万円（イの司法書士が代理する場合にあつては、司法書士法第三条第一項第七号に規定する額）を超えないこと。

ハ ロの支払が事故（法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項に規定する事故をいう。以下この条から第二百三十九条までにおいて同じ。）による損失の全部又は一部を補填するために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面又は電磁的記録（金融商品取引法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）が特定設立企画人等に交付され、又は提供されていること。

九 特定設立企画人等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。

十 特定設立企画人等が前条第二号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限り、第一号から第八号までに掲げる場合を除く。）。

前項第九号の利益は、前条各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同条第二号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 設立企画人は、第一項第九号又は第十号に掲げる場合において、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の翌月末日までに、第二百三十九条各号に掲げる事項（事故の確認の申請）

（法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第七項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（確認申請書の記載事項）

第二百三十八条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする事項は、次に掲げる事項とする。

一 設立企画人の商号、名称又は氏名

二 事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

イ 事故となる行為に關係した者の氏名又は部署の名称

ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び代表者の氏名）

ハ 事故の概要

二 補填に係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額

四 その他参考となるべき事項

（確認申請書の添付書類）

第二百四十条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他の参考となるべき資料とする。

（確認申請書の添付書類）

第二百四十二条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定めるものは、同法第三十七条の四の規定の適用について顧客からの投資証券の募集等に係る取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

（監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者）

第二百四十三条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、同法第三十七条の四の規定の適用について顧客からの投資証券の募集等に係る取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

一 当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは使用人（以下この号、第三号及び第四号において「役員等」という。）又は子会社の役員等としている金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この条において同じ。）

二 当該登録投資法人の監督役員に無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与をしている金融商品取引業者

三 当該金融商品取引業者の親会社等（金融商品取引法施行令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。）に該当する法人が、次のいずれかに掲げる法人に該当する場合における当該金融商品取引業者

イ 当該登録投資法人の監督役員を、その役員等若しくは子会社の役員等としている法人又はその役員等としたことのある法人

ロ 当該登録投資法人の監督役員に対して継続的な報酬を与えていたりする法人

2 前項の規定は、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第七項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

二 その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときに、当該事態が生じた旨を所管金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じていないと認められる状況

三 その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の業務上知り得た公表されていない特別の情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況

（投資証券の募集等に係る設立企画人の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第二百四十二条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該設立企画人の親法人等（令第十七条第一号に規定する親法人等をいう。以下同じ。）又は子法人等（同条第二号に規定する子法人等をいう。以下同じ。）と資産の売買その他の取引を行うこと。

二 当該設立企画人との間で投資証券募集等契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該投資証券募集等契約を締結すること。

三 何らの名義によつてするかを問わず、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項の規定による禁止を免れること。

（行為規制の適用除外の例外）

第二百四十三条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、同法第三十七条の四の規定の適用について顧客からの投資証券の募集等に係る取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

一 当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは使用人（以下この号、第三号及び第四号において「役員等」という。）又は子会社の役員等としている金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。）に該当する法人が、次のいずれかに掲げる法人に該当する場合における当該金融商品取引業者

イ 当該登録投資法人の監督役員を、その役員等若しくは子会社の役員等としている法人又はその役員等としたことのある法人

ロ 当該登録投資法人の監督役員に対して継続的な報酬を与えていたりする法人

- ハ 当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは支配人その他の重要な使用人又は子会社（当該金融商品取引業者を除く。）の役員としている法人
- 二 当該登録投資法人の監督役員に無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与をしている法人
- 四 当該金融商品取引業者の主要株主（金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この号及び第二百四十四条の三において同じ。）に該当する者が、前号イからニまでのいずれかに掲げる法人又は次のいずれかに掲げる個人に該当する場合における当該金融商品取引業者
- イ 当該登録投資法人の監督役員である者
- ロ 当該登録投資法人の監督役員を、当該主要株主が総株主等の議決権の過半数を保有する株式会社の役員等としている者
- ハ 当該登録投資法人の監督役員の親族である者
- ニ 当該登録投資法人の監督役員の親族を、当該主要株主が総株主等の議決権の過半数を保有する株式会社の役員等としている者
- ホ 当該登録投資法人の監督役員に対して継続的な報酬を与えていたる者
- ヘ 当該登録投資法人の監督役員に無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与をしている者
- （特定資産に係る不動産の鑑定評価）
- 第二百四十四条の二** 法第二百一条第一項の規定による不動産の鑑定評価は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものに行わせるものとする。
- 一 当該投資法人の資産運用会社の利害関係人等（法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。第二百四十五条の二第一項において同じ。）
- 二 当該投資法人の資産保管会社の利害関係人等（令第二百二十四条に規定する利害関係人等をいう。）
- 三 当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人
- 四 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第二百一条第一項の規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者
- （資産運用会社の利害関係人等の範囲）
- 第二百四十四条の三** 令第二百二十三条第四号に規定する内閣府令で定める者は、当該資産運用会社の主要株主とする。
- （特定資産の価格の調査等）
- 第二百四十五条** 法第二百一条第二項に規定する内閣府令で定める行為は、第二十二条第二項各号に掲げる行為とする。
- 2 法第二百一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、第二十二条第三項各号に掲げる特定資産の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 3 法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査が行われたときは、資産運用会社は、当該鑑定評価又は調査の結果を当該鑑定評価又は調査に係る資産の運用を行う投資法人に通知しなければならない。（利害関係人等との取引の制限の例外）
- 第二百四十五条の一** 法第二百一条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。
- 一 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第百九十三条第一項第一号に掲げる取引のうち、有価証券の取得にあつては、当該有価証券の取得価額が、当該登録投資法人的最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引
- 二 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第百九十三条第一項第一号に掲げる取引のうち、有価証券の譲渡にあつては、当該有価証券の譲渡価額が、当該登録投資法人的最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引

- 三 業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引
- 三 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第百九十三条第一項第二号に掲げる取引にあつては、当該有価証券の貸借が行われる予定日の属する当該登録投資法人的営業期間開始の日から三年以内に開始する当該登録投資法人的営業収益の増加額が当該登録投資法人的最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引
- 四 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九十三条第一項第三号に掲げる取引のうち、不動産の譲渡にあつては、当該不動産の譲渡価額が、当該登録投資法人的最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引
- 六 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九十三条第一項第四号に掲げる取引にあつては、当該不動産の貸借が行われる予定日の属する当該登録投資法人的営業期間開始の日から三年以内に開始する当該登録投資法人的営業収益の増加額が当該登録投資法人的最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引
- 五 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九十三条第一項第三号に掲げる取引のうち、不動産の譲渡にあつては、当該不動産の譲渡価額が、当該登録投資法人的最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引
- 2 前項第三号及び第六号において、登録投資法人的営業期間が六月であるときは、同項第三号中「各営業期間」とあるのは、「各特定営業期間（連続する二営業期間をいう。以下この号及び第六号において同じ。）」（一の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。第六号において同じ。）と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは、「最近二営業期間の営業収益の合計額」と、同項第六号中「各営業期間」とあるのは、「各特定営業期間」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは、「最近二営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて同項第三号及び第六号の規定を適用する。（書面の交付）
- 第二百四十六条** 法第二百三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 売買の別、有価証券現実数値（金融商品取引法第二十八条第八項第三号ロに規定する有価証券現実数値をいう。）が有価証券約定数値（同号ロに規定する有価証券約定数値をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか若しくは当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別又はオプション（金融商品取引法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。第二百七十七条第一項第八号において同じ。）を付与する立場の当事者となるか若しくは取得する立場の当事者となるかの別その他の取引における当事者の立場を示すものであつて、これらに準ずるもの
- 二 法第二百三条第一項第一号の取引（有価証券又は通貨等を一定の期間後に売り戻すこと又は買い戻すことを条件とした当該有価証券又は当該通貨等の買付け又は売付け（以下この項において「現先売買」という。）を行つた事実があるときは、当該取引に係る次に掲げる事項
- イ 銘柄、対象通貨その他取引に係る名称又は種類であつてこれらに準ずるもの
- ロ 件数その他取引に係る数量であつてこれに準ずるもの
- ハ 単価、対価の額、約定数値その他取引一単位当たりの金額又は数値であつてこれらに準ずるもの
- 三 現先売買を行つた事実があるときは、その旨
- 2 法第二百三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 不動産の取得及び譲渡 取得又は譲渡の別、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項
- 二 不動産の賃貸借 賃貸借の別、賃料、賃貸借の相手方の名称、賃貸借を行った年月日及び期間並びに当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項
- 三 不動産の管理の委託及び受託 管理の委託又は受託の方法、報酬、管理の委託又は受託を行つた相手方の名称、管理の委託又は受託を行つた年月日及び期間並びに当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項
- 4 令第百二十五条第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行つた年月日及び当該地上権を特定するために必要な事項とする。
- 5 令第百二十五条第三項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、同号の取得又は譲渡に係る種類、数量及び単価とする。
- 6 令第百二十五条第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 将来の一定の時期における現実の商品の価格又は商品指数の数値が約定価格又は約定数値を上回った場合に、金銭を支払う立場の当事者となるか若しくは当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別又はオプション（商品先物取引法第二条第三項第四号に規定するオプション又は同条第十四項第四号若しくは第五号に規定する権利をいう。）を付与する立場の当事者となるか若しくは取得する立場の当事者となるかの別その他取引における当事者の立場を示すものであつて、これらに準ずるもの
- 二 銘柄その他取引に係る名称又は種類であつてこれに準ずるもの
- 三 件数その他取引に係る数量であつてこれに準ずるもの
- 四 対価の額、約定価格又は約定数値その他取引一単位当たりの金額又は数であつてこれらに準ずるもの
- 5 令第百二十五条第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行つた年月日、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項とする。
- 6 令第百二十五条第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、賃料、賃貸借の相手方の名称、賃貸借を行つた年月日及び期間、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項とする。
- 7 令第百二十五条第三項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、報酬、管理の委託又は受託を行つた相手方の名称、管理の委託又は受託を行つた年月日及び期間、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項とする。
- 8 令第百二十五条第三項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行つた年月日及び期間の書面の交付を要する顧客
- 9 令第百二十五条第三項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行つた年月日及び期間の書面の交付を要する顧客
- 10 令第百二十五条第三項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行つた年月日及び当該公共施設等運営権に係る公共施設等の所在、地番、運営等の内容、公共施設等の管理者等その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項とする。

- 二 資産運用会社が投資法人の資産である特定資産に係る投資に關し助言を行ふ場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方
- （利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付）
- 第二百四十八条** 法第二百三条第二項に規定する取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。
- 一 当該取引に係る投資法人の名称
- 二 書面の交付を行う理由（当該取引の相手方と当該資産運用会社の関係を含む。）
- 三 取引を行つた理由
- 四 取引の内容（取引を行つた特定資産の種類、銘柄（その他の特定資産を特定するために必要な事項）、数及び取引価格、取引の方法並びに取引を行つた年月日）
- 五 法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の結果
- 六 当該書面の交付年月日
- 七 その他参考になる事項
- 第二百四十九条** 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。
- （投資主による責任追及の訴えの提起の請求方法）
- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実
- （投資法人が責任追及の訴えを提起しない理由の通知方法）
- 第二百五十条** 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。
- 一 投資法人が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）
- 二 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由
- 三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、当該者の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由
- （資産の保管に係る業務を金融商品取引業者に委託することができる資産）
- 第二百五十二条** 法第二百八条第二項に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。
- 一 不動産、不動産の賃借権又は地上権
- 二 金銭債権（令第三条第七号に掲げるものをいう。）
- （資産保管会社とすることが適当な法人）
- 第二百五十二条** 法第二百八条第二項第三号に規定する内閣府令で定める法人は、当該登録投資法人の資産のうち次に掲げる資産の保管に係る業務を適正に遂行するに足りる一定の財産の基礎及び人的構成を有する法人（法第二百一条第一項に規定する利害関係人等を除く。）とする。
- 一 資産運用会社が投資法人の資産である宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う場合における取引の相手方

- | | |
|---|--|
| <p>四 再生可能エネルギー発電設備等運営権</p> <p>五 登録投資法人は、その資産の保管に係る業務を委託する者が前項に規定する法人（以下この項において「受託者」という。）である場合にあつては、当該業務の委託に関する契約には、当該受託者が次に掲げる義務を有する旨の条件を付さなければならぬ。</p> <p>一 受託者は、当該受託した資産を、自己の固有財産と分別して保管すること。</p> <p>二 受託者は、その資産の保管に係る業務を委託した投資法人（以下この項において「委託者」という。）の求めに応じ、当該受託した資産の保管に係る業務の状況について説明しなければならないこと。</p> <p>三 受託者は、当該受託した資産の保管に係る業務の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、委託者の求めに応じ、これを閲覧させること。</p> <p>四 受託者は、委託者の同意なく業務の再委託を行わないこと。</p> <p>（投資法人の資産の分別保管方法）</p> <p>第二百五十三条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 資産保管会社が自己で保管する投資法人の資産等（混合して保管される投資法人の資産等を除く。次号において同じ。）法第二百九条の二の規定により資産保管会社が自己的固有財産と分別して保管しなければならない投資法人の資産等（以下この条において「投資法人資産等」という。）の保管場所について自己の固有財産である資産その他の投資法人資産等以外の資産（以下この条において「固有資産等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該投資法人資産等についてどの投資法人の資産等であるかが直ちに判別できる状態で保管する方法</p> <p>二 資産保管会社が第三者をして保管させる投資法人の資産等（当該第三者において、投資法人資産等の保管場所について固有資産等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該投資法人資産等についてどの投資法人の資産等であるかが直ちに判別できる状態で保管される方法</p> <p>三 資産保管会社が自分で保管する投資法人の資産等（混合して保管される投資法人の資産等に限る。次号において同じ。）投資法人資産等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該投資法人資産等に係る各投資法人の持分その他の権利が自己的帳簿により直ちに判別できる状態で保管する方法</p> <p>四 資産保管会社が第三者をして保管させる投資法人の資産等（当該第三者における自己の顧客である投資法人のための口座について自己の取引のための口座と区分する方法その他の方法に係る各投資法人の持分その他の権利が直ちに判別でき、かつ、当該投資法人資産等に係る各投資法人の持分その他の権利が自己的帳簿により直ちに判別できる状態で保管させる方法（外国の第三者をして保管させる場合のうち、外国の法令上当該第三者をして投資法人資産等に係る持分その他の権利と固有資産等に係る持分その他の権利とを区分して管理させることができないときその他当該第三者において投資法人資産等に係る持分その他の権利が直ちに判別できる状態で保管せることができないことに特にやむを得ない事由があると認められるときには、当該投資法人資産等に係る各投資法人の持分その他の権利が自己的帳簿により直ちに判別できる状態で保管させる方法）</p> <p>五 前項に規定する投資法人の資産等とは、次の各号に掲げる資産に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 不動産、不動産の賃借権、地上権、再生可能エネルギー発電設備又は公共施設等運営権</p> <p>該資産に係る権利を行使する際において必要とする当該資産に係る権利を証する書類その他の書類</p> <p>二 前二項に規定する投資法人の資産等とは、次の各号に掲げる資産に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 不動産、不動産の賃借権、地上権、再生可能エネルギー発電設備又は公共施設等運営権</p> <p>該資産に係る権利を行使する際において必要とする当該資産に係る権利を証する書類その他の書類</p> | <p>二 その他資産 当該資産及び当該資産に係る権利を行使する際ににおいて必要とする当該資産に係る権利を証する書類その他の書類</p> <p>第三節 投資法人の監督</p> <p>（投資法人の帳簿書類）</p> <p>第二百五十四条 法第二百十一条第一項の規定により投資法人が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 総勘定元帳</p> <p>二 現金出納帳</p> <p>三 分配利益明細簿</p> <p>四 投資証券台帳</p> <p>五 新投資口予約権証券台帳</p> <p>六 投資証券不発行管理簿</p> <p>七 投資証券発行金額帳</p> <p>八 自己投資口取得等金額帳</p> <p>九 未払分配利益明細簿</p> <p>十 未払返金明細簿</p> <p>十一 未払返金明細簿</p> <p>十二 未払報酬明細簿</p> <p>十三 投資法人債券台帳</p> <p>十四 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類</p> <p>十五 前項の帳簿書類は、別表第二により作成し、当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）十年間これを保存しなければならない。</p> <p>（資産保管会社の帳簿書類）</p> <p>第二百五十五条 法第二百十一条第二項の規定により資産保管会社が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 有価証券保管明細簿</p> <p>二 不動産保管明細簿</p> <p>三 再生可能エネルギー発電設備保管明細簿</p> <p>四 公共施設等運営権保管明細簿</p> <p>五 その他資産保管明細簿</p> <p>（登録投資法人の営業報告書の様式）</p> <p>第二百五十六条 法第二百十二条に規定する営業報告書は、別紙様式第十八号により作成しなければならない。</p> <p>一 登録投資法人は、前項の営業報告書を提出しようとするときは、当該営業報告書の正本及び副本に計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに附属明細書を添付して管轄財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>（投資法人の臨時報告書の様式）</p> <p>第二百五十七条 登録投資法人は、法第二百十五条第一項に規定する臨時報告書を、別紙様式第十九号により作成し、その正本及び副本を管轄財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>第六章 外国投資法人</p> <p>（外国投資法人の届出を要しない外国投資証券の範囲）</p> <p>第二百五十九条 令第二百二十八条第二号に規定する内閣府令で定めるものは、資産を主として有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を証する書類その他の書類）</p> |
|---|--|

除く。)に対する投資として運用する外国投資法人であつて、次に掲げる事項のすべてを規約又はこれに相当する書類に定めたものの発行する外国投資証券(投資証券に類するものに限る。以下この条において同じ。)とする。

一 当該外国投資法人の資産を令第十二条第二号イの規定(連動対象指標の構成銘柄の株式に対する投資として運用する場合に限る。)に準じて運用する旨

二 当該外国投資証券の募集に応じる者は、令第十二条第二号ロの規定に準じて当該外国投資証券を取得しなければならない旨

三 当該外国投資証券と当該外国投資法人が有する株式との交換を行う場合には、令第十二条第二号ハの規定に準じて交換を行う旨

四 当該外国投資証券が外国金融商品市場に上場される旨

(外国投資法人の届出を要しない行為)

第二百五十九条の一 令第二百一十八条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、第一種金融商品取引業を行ふ者が適格機関投資家を相手方とし、又は適格機関投資家のために行う外国金融商品市場に上場されている外国投資証券(法第二百二十一条第一項に規定する外國投資証券をいい、前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)に係る次に掲げる行為とする。

一 外国金融商品市場における売買の媒介、取次ぎ又は代理(外国金融商品市場における買付けの媒介、取次ぎ又は代理にあつては、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行ふ者に売却する場合以外の場合には当該外國投資証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

二 外国金融商品市場における売買の媒介、取次ぎ又は代理(外国金融商品市場における買付けの媒介、取次ぎ又は代理にあつては、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行ふ者に売却する場合以外の場合には当該外國投資証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

三 売付け又は買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理(第一号に掲げるものを除き、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行ふ者に売却する場合以外の場合は当該外國投資証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

四 その行う前三号に掲げる行為により当該外国投資証券を取得した者からの買付け(外国投資法人等の代理人)

第二百六十条 外国投資法人若しくはその設立企画人に相当する者又は破産管財人若しくは清算人若しくはこれらに相当する義務を負う者(以下この条において「外国投資法人等」という。)は、法第二百二十条第一項、第二百二十一一条第一項又は第二百二十二条第一項若しくは第二項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて当該届出に関する一切の行為につき当該外国投資法人等を代理する権限を有するものを定めなければならない。

(外国投資法人の届出等)

第二百六十二条 外国投資法人又はその設立企画人に相当する者は、法第二百二十条第一項の規定による外国投資法人の届出をするときは、別紙様式第二十号により作成した外国投資法人に関する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第二百二十条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資産運用会社に相当する者の分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項

二 資産保管会社に相当する者の選任及び新たな資産保管会社に相当する者の選任に関する事項

三 資産運用会社に相当する者が資産の運用に係る権限を他の者に再委託する場合におけるその再委託の内容

法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 外国投資法人に関する届出書に記載された代表者が当該外国投資法人に係る法第二百二十条第一項の規定による届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二 外国投資法人又はその設立企画人に相当する者が、国内に住所を有する者に、当該外国投資法人に係る法第二百二十条第一項に規定する届出に関する一切の行為につき当該外国投資法人又はその設立企画人に相当する者を代理する権限を付与したことを証する書面

三 当該外国投資法人が設立された国の法令に基づき、当該外国投資法人の設立について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている場合には、その承認書、認可書、許可書、届出書又はこれらに相当する書面の写し

四 当該外国投資法人の設立が適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 当該外国投資法人の資産の運用に係る権限を有する者が、当該権限を他の者に委託して当該外国投資法人の資産の運用を行わせている場合は、その委託に関する内容を明らかにした書類

第二百六十二条 法第二百二十二条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

一 当該外国投資法人の名称

二 当該変更の内容及び理由

三 当該変更がその効力を生ずる日

四 当該変更の中止に関する条件を定めたときは、その条件

2 法第二百二十二条第一項において準用する法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該外国投資法人の規約又はこれに相当する書類の変更の案

二 当該変更に関する前条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に準ずる書類

(外国投資法人の解散事由)

第二百六十三条 法第二百二十二条第一項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 合併

二 規約で定めた解散事由

三 投資主総会に相当する総会における解散決議

四 解散を命ぜる裁判

五 当該外国投資法人が当該外国において受けている法第一百八十七条の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他行政処分を含む。)の取消し

(外国投資法人の解散の届出)

第二百六十四条 法第二百二十二条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

一 当該外国投資法人の名称

二 当該解散の理由

三 当該解散がその効力を生ずる日

四 当該解散の中止に関する条件を定めたときは、その条件

2 前項の届出書には、当該解散に関する第二百六十二条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に準ずる書類を添付しなければならない。

第七章 雜則

(委託者指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外等)

第二百六十五条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十二条の二ただし書に規定する内閣府令で定める同条第一号に掲げる行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十八条各号に掲げる行為及び次に掲げる行為(法第二百二十三条の三第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十二条の二ただし書に規定する内閣府令で定める同条第一号に掲げる行為にあつては、第六号に掲げる行為を除く。)とする。

3

運用財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行うことを内容とした運用を行うこと。

た運用を行うこと。

定する不動産特定共同事業をいう。以下同じ。)を営む場合において、次に掲げるすべての場合に該当する場合に運用財産の不動産を取得することを内容とした運用を行うこと。

イ　ロ　不動産が不動産特定共同事業契約（不動産特定共同事業法第二条第三項第一号に掲げる不

四 次に掲げる場合において運用財産の不動産を賃借することを内容とした運用を行うこと。
イ 自己が賃借している不動産を運用材質に組み入する場合において、当該不動産の賃貸借を

口 繼続する場合
運用財産の不動産について賃借人の募集を行つたにもかかわらず、当該不動産を賃貸する

借する場合

六 商品先物取引業（商品先物取引法第二条第二十二項に規定する商品先物取引業をいう。）を除く。)。

百六十九条第七号において同じ。)として運用財産に係る同項各号に掲げる行為(同項第二号若しくは第四号に掲げる行為又は商品投資等取引を除く。)を行うことを内容とした運用を

七 個別の取引ごとにすべての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て、次の、いずれかに掲げる取引を行うことを運用を行う

こと。
イ 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行う不動産の売買

公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出（二五頁二二行二つ二段）。

八 商品投資取引（委託者指図型投資信託における投資信託財産相互間取引禁止の適用除外等）

二百六十九条 法第二百二十三条の三第一項及び第二項の規定により適用する金融商品取引規範四十二条の二ただし書に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、金融商品取引業

す次に掲げる行為とする。

る）を行うことを内容とした運用を行うこと。

算出した価額により行うものに限る。) を行うこととを内容とした運用を行うこと。

(委託者指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為等)
二百六十六条の一 法第二百一十三条の三第二項及び第三項に規定する場合における金融商品取

引取等に関する内閣府令第百三十二条の規定の適用について同条第一項第一号に該するものとあるのは、「を含む。」又は商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成

二百六十七条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第一百五十三条第一項各号に掲げる行為及び次に掲げる行為とする。

第二百六十八名

第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けたて、その行う投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項の投資運用業をいう。次号において同じ。）に関する当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

二　当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が商品投資契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資契約をいう。以下同じ。）の締結に係る勧誘をする場合において、当該商品投資契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資運用業に関する当該商品投資契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

ることを目的とする他の信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合(を除く。)には、適用しない。
 (信託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第二百七十二条 法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該信託会社の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと。

二 当該信託会社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘(「金融商品取引法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。次条第一号において同じ。」)若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(同法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。同号において同じ。)の条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

三 当該信託会社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等(「金融商品取引法第一条第八項第六号から第九号までに掲げる行為をいう。次条第二号において同じ。」)を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込み(当該親法人等又は子法人等が金融商品取引法第二条第六項第三号に掲げるものを行っている場合にあつては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使)の額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関する当該新株予約権の行使により取得される有価証券)を取得し、又は買付けることを内容とした運用を行うこと。

四 当該金融機関の親法人等又は子法人等が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定している額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関する当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

四 当該金融機関の親法人等又は子法人等が商品投資契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該商品投資契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関する当該商品投資契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

五 何らの名義によつてするかを問わず、法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項の規定による禁止を免れること。

(参考人等に支給する旅費その他の費用)

第二百七十四条 法第二十六条第七項(「法第五十四条第一項において準用する場合を含む。」)第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第二百九十五条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十四号)の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の二級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。

五 当該信託会社の親法人等又は子法人等が商品投資契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該商品投資契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関する当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

五 当該信託会社の親法人等又は子法人等が商品投資契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該商品投資契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関する当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

六 何らの名義によつてするかを問わず、法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項の規定による禁止を免れること。

(金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第二百七十三条 法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 当該金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは北見出張所があるときは、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。
 二 前項の規定による送付を受けた財務局長等は、当該届出に係る事項を投資法人登録簿に登録することを内容とした運用を行うこと。

(経由官庁)

第二百七十六条 申請書その他法、令及びこの府令に規定する書類(以下この条において「申請書等」という。)を財務局長等に提出しようとする者は、当該者の本店の所在地又は本店が置かれることとなる所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

(標準処理期間)
第二百七十七条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる承認、確認、許可又は登録に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第二十三条第四項及び法第一百九十七条において準用する金融商品取引法第四十四条の第三項ただし書の承認、法第一百五十五条第一項及び法第一百五十四条の三第二項において準用する会社法第三百七十七条第二項及び第四項並びに法第二百五十五条第二項の許可、法第一百八十七条の登録並びに法第一百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認

一月

二 法第二百二十三条の三第一項の規定により適用する金融商品取引法第三十五条第四項の承認（法第二百二十三条の三第一項の規定により適用する金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為（以下この号において「特定投資運用行為」という。）を行なう業務に係るものに限る）及び法第二百二十三条の三第二項の規定により適用する金融商品取引法第二十九条の登録（特定投資運用行為を行なう業務に係るものに限る。）二月

前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するための要する期間
二 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するための要する期間
三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するための要する

附 則

(施行期日)
第一条 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

（投資信託約款の記載事項に関する経過措置）

第二条 第三十五条第六号の規定は、施行の日以後に改正法第二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「新投信法」という。）第二十六条第一項の規定により届出を行う新投信法第二十五条第一項に規定する投資信託約款について適用し、施行の日前に改正法第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（以下この条において「旧投信法」という。）第二十六条第一項の規定により届出を行なった旧投信法第十五条に規定する信託約款については、施行の日から起算して一年を経過する日までの間は適用しない。ただし、施行の日以後に新投信法第二十九条の規定により投資信託約款の変更の届出を行う場合には、この限りでない。

附 則（平成十二年一月一七日総理府令第一三七号）抄

(施行期日)

第一条 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

（平成十二年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年三月二六日内閣府令第一八号）抄

(施行期日)

第一条 この府令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十一月一日）から施行する。

附 則（平成一三年三月二九日内閣府令第二〇号）

この府令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法

律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年三月二九日内閣府令第二〇号）

(施行期日)

1 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第十四条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第三十五条第一号の規定は、施行の日以後に投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八条）第二十六条第一項の規定により届出を行う同法第二十五条第一項に規定する投資信託約款について適用し、施行の日前に同法第二十六条第一項の規定により届出を行つた同法第二十五条第一項に規定する投資信託約款については、施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。ただし、施行の日以後に同法第二十九条の規定により投資信託約款の変更の届出を行う場合には、この限りでない。

（施行期日）
第一条 この府令は、平成十三年三月二九日内閣府令第二一号）

附 則（平成一三年六月六日内閣府令第五七号）
この府令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この府令は、平成十三年九月二五日内閣府令第七七号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、平成十四年三月二八日内閣府令第一七号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、平成十四年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この府令は、平成一四年三月二八日内閣府令第一七号）抄

（施行期日）
第一条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この府令は、平成一四年三月二八日内閣府令第一七号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、商法等改正法（以下この条において「商法等改正法」という。）附則第三

条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされた種類の株式は、商法等改正法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下この条において「旧商法」という。）第二百四十二条第一項ただし書の規定又は同条第二項の定款の定めにより当該株式につき株主が議決権を有するものとされる場合を除き、商法等改正法による改正後の商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日前に開始した事業年度又は営業年度に係る書類についての次に掲げる府令の様式については、この府令の規定による改正後これらの府令の様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

一から三まで 略

四 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則別紙様式第八号（（一）を除く。）

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
第一条 この府令は、平成一四年四月三〇日内閣府令第四二号）

この府令は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年五月一日）から施行する。

（施行期日）
第一条 この府令は、平成一四年六月一四日内閣府令第五〇号）

この府令は、平成十四年七月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この府令は、平成一四年八月二六日内閣府令第五六号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、平成十四年九月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この府令は、平成一四年一月六日内閣府令第七七号）

この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月二九日内閣府令第七九号)
 この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日内閣府令第一八号) 抄
 この府令は、平成十五年六月三十日から施行する。

第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。
（施行期日）

附 則 (平成一五年六月二五日内閣府令第六八号)
 この府令は、平成十六年三月二五日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二五日内閣府令第一六号) 抄
 この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

第一条 この府令は、平成十六年四月一日から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年四月三〇日内閣府令第四七号)
 この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年七月二日内閣府令第六一号)
 この府令は、平成十六年七月九日から施行する。

附 則 (平成一六年一一月一九日内閣府令第九〇号) 抄
 （施行期日）

第一条 この府令は、平成十六年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二八日内閣府令第一〇八号)
 この府令は、平成十六年十二月三十日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二八日内閣府令第一〇九号) 抄
 1 この府令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二八日内閣府令第一三号)
 この府令は、平成十七年二月一日から施行する。

附 則 (平成一七年二月一六日内閣府令第二〇号)
 この府令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年二月二八日内閣府令第二三号)
 この府令は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二四日内閣府令第二〇号)
 この府令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二八日内閣府令第六一号)
 この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月内閣府令第七五号) 抄
 （施行期日）

第一条 この府令は、金融先物取引法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則 (平成一七年一月三〇日内閣府令第一〇三号)
 この府令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三〇日内閣府令第二九号) 抄
 （施行期日）

第一条 この内閣府令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一八年四月二〇日内閣府令第四九号) 抄
 （施行期日）

第一条 この府令は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二〇日内閣府令第四九号)
 （投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一項改正に伴う経過措置）

第十一条 第十四条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下この条において「新投信法施行規則」という。）の規定に基づき提出する利益の処分又は欠損の処理に関する書類のうち、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることとする。

第二条 新投信法施行規則第二百三十七条第二項の規定に基づき提出する営業報告書に添付すべき書類のうち、施行日前に終了した営業期間に係る書類については、なお従前の例による。

第三条 新投信法施行規則別紙様式第八号に基づく書類については、投資信託委託業者の最終の事業年度が施行日前に終了した場合は、なお従前の例による。

第四条 執行役員が次の各号に掲げる議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

第一項 会社法整備法第二百九十二条第二十二項の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律約書（会社法整備法第二百九十九条の規定による改正前の例によることとされた合併契約書（昭和二十六年法律第二百九十九号。以下この条において「旧投信法」という。）第百四十七条第一項に規定する合併契約書に限る。以下この号において同じ。）の承認に関する議案の場合

イ 当該合併契約書に係る合併を必要とする理由
ロ 当該合併契約書の内容

ハ 旧投信法第二百五十条第一項において準用する旧商法第四百八条ノ二第一項の貸借対照表及び損益計算書

二 当該合併契約書に旧投信法第二百四十七条第一項第一号の規定により規約の変更の規定を記載したときは、その変更の理由

ホ 当該合併契約書に旧投信法第二百四十七条第一項第八号の規定により執行役員の氏名を記載したときは、当該執行役員となる者についての新投信法施行規則第二百四十三条に規定する事項

ト 当該合併契約書に旧投信法第二百四十七条第一項第八号の規定により監督役員の氏名を記載したときは、当該監督役員となる者についての新投信法施行規則第二百四十四条に規定する事項

チ 当該合併契約書に旧投信法第二百四十七条第一項第十号の規定により資産の運用を行う投資信託業者に関する事項を記載したときは、当該投資信託業者となる者についての新投信法施行規則第二百四十五条第一項に規定する事項（ロに掲げる事項を除く。）

二 会社法整備法第二百四十九条第二十二項の規定によりなお従前の例によることとされた合併契約書（旧投信法第二百四十八条第一項に規定する合併契約書に限る。以下この号において同じ。）の承認に関する議案の場合 次に掲げる事項

イ 当該合併契約書に係る合併を必要とする理由
ロ 当該合併契約書の内容

- 八 旧投信法第百五十条第一項において準用する旧商法第四百八条ノ二第一項の貸借対照表及び損益計算書

二 当該合併契約書に旧投信法第百四十八条第一項第六号の規定により執行役員の氏名を記載したときは、当該執行役員となる者についての新投信法施行規則第百四十三条に規定する事項

ホ 当該合併契約書に旧投信法第百四十八条第一項第六号の規定により監督役員の氏名を記載したときは、当該監督役員となる者についての新投信法施行規則第百四十四条に規定する事項

ト 当該合併契約書に旧投信法第百四十八条第一項第八号の規定により資産の運用を行う投資信託業者に関する事項を記載したときは、当該投資信託委託業者となる者についての新投信法施行規則第百五十二条に規定する事項（口に掲げる事項を除く。）

ト 次に掲げる規定は、この府令の施行後最初に開催する投資主総会に係る投資主総会参考書類については、適用しない。

一 新投信法施行規則第百四十三条第二項

二 新投信法施行規則第百四十四条第二項

三 新投信法施行規則第百四十五条第四号から第六号まで

前項の投資主総会参考書類に係る第四項各号及び新投信法施行規則第百五十条の規定の適用については、これらの規定中「第一百四十三条」とあるのは、「第一百四十三条第一項及び第三項」と、「第一百四十四条」とあるのは、「第一百四十四条第一項」と、「第一百四十五条」とあるのは、「第一百四十五条第一号から第三号まで」とする。

第五項の投資主総会参考書類に係る新投信法施行規則第百五十三条第一項の規定の適用については、同項中「超える場合」とあるのは、「超える場合（四百字を超える場合を含む。）」とする。

附 則（平成一八年九月二九日内閣府令第八二号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年二月八日内閣府令第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 施行日前に投資法人について創立総会、投資主総会、投資法人債権者集会又は債権者集会の招集の決定があつた場合におけるその創立総会、投資主総会、投資法人債権者集会又は債権者集会については、なお從前の例による。

附 則（平成一九年八月九日内閣府令第六一號）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、平成十九年九月三十日から施行する。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 特定設立企画人等（証券取引法等の一部を改正する法律（次項及び附則第七条において「改正法」という。）第五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（次項において「新投信法」という。）第百九十七条に規定する特定設立企画人等をいう。次項において同じ。）が第一条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（次項において「新投信法施行規則」という。）第二百三十条の規定により交付する目論見書（同条の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）に対する同条の規定の適用については、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三月を経過するまでの間は、同条中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。

2
特定設立企画人等は、施行日以後に投資証券等募集契約（新投信法第百九十七条において読み替えて準用する改正法第三条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五

号) 第三十七条の三第一項に規定する投資証券等募集契約を「当該」とし、(二)施行日前においても、新投信法施行規則第二百三十条の規定の例により、顧客に対し目論見書(同条の規定の例により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面)を交付することができる。この場合において、同号中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。

第七条 改正法の施行前にした第一条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）又は金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の規定に相当の規定があるものは、金融商品取引業等に関する内閣府令又

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
は金融商品取引業協会等に関する内閣府令の相当の規定によつてしたものとみなす。
(罰則の適用に関する経過措置)

附 則 (平成十九年九月二七日内閣府令第七四号) 挑
第一項 (施行期日)
この府令は、平成十九年十月一日から施行する。
(委託言文及び委託去人に關する法事務施行規則の一部改正に付す)

〔扶養代請求の訴訟法に関する法律施行規則の一部改正に伴う新規章〕

第四条 旧郵便貯金は、第十一条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十二条第一項第五号の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

附則（平成九年一月七日内閣府令第七九号）抄
（施行期日）
第一条 本府令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二百五号。以下「改正法」といふ。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」といふ。）

（二）附 則（平成二〇年六月二七日内閣府令第四二号）
（三）施行日（平成二〇年六月二七日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する
（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則）

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置) 第二条 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令(

はによる改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二

（同条第一号に掲げる証券投資信託にあつては、その保

託及び投資法人にに関する法律第三条第一号に規定する投資信託財産をいう

資産預り変動率と金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二

金蘭商品取引所

項目に規定する金融商品市場をいう。における相場その他の指標の変動率に

する旨を投資信託約款に定めたものに限る。)であつて、その受益証券が

金融商品取引所（同法第二条第十六条に規定する金融商品取引所をいう。）

金體西占耳所同海第二第十一巧之規定之金體西占耳所同海第二第十一巧之規定之

同じくは上場されているものの、金融商品取引所がその受益証券をそのまま売買

について承認をしたものを含む。」については、この府令の施行の日ににおける

所が、第一條の規定による改正後の投資託及び投資法人に関する法律施

所号ニ掲げ、要件の十、べてを講じ、三十、二、白該正參又賢言氏ニ承る連書

名号に掛ける要件のすべてを満たすものとして当該証券投資信託は係る運営

項目に規定する運動対象指標をいう。これを指定したものとみなす。

附則
〔平成二〇年七月四日内閣府令第四三号〕
抄

二の命令は、株式等の取引に係る決算の合理化を図るをめぐる社債等の張り

の取引に於ける合理的な圖形等の補助等の操作

部を改正する法律の施行の日以下「施行日」ということから施行する。

附 則
〔平成二〇年九月二十四日内閣府令第五六号〕

第

令第七項の改正規定、同令第四十三条第一項に一号を加える改正規定、同条第二項に一号を加える改正規定、同条第三項に一号を加える改正規定、同条第四項に一号を加える改正規定、同令第五十一条の四に一号を加える改正規定及び同令第五十三条第二項に一号を加える改正規定、第二十二条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則第十二条第三項に一号を加える改正規定及び同令第十五条の二の次に一条を加える改正規定、第二十五条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十一条第一項第四号及び第五十条の改正規定、同令第六十九条第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第九十五条、第一百十条の二十三第一項第一号及び第一百十条の二十五第一項の改正規定、同令第一百十条の二十八の改正規定(同条第一号に係る部分を除く。)、同条を同令第一百十条の二十八の二とし、同令第一百十条の二十七の次に一条を加える改正規定並びに同令第一百十一条の改正規定、第二十六条中投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十四条の次に二条を加える改正規定及び同令第二百三十五条の改正規定並びに第二十七条、第二十八条及び附則第六条の規定改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施

第九条 平成二十二年十二月三十一日までの間における第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第百六十六条の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げるものとすることができる。

- 一 新金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 二 信用格付（新金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この項において同じ。）を付与した者が信用格付業（新金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称
- 三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を信用格付を付与した者及びその関係法人（第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）のうち一若しくは二以上のものから入手する方法

四 信託契約の前項(意事にて障害)及び
平成二十二年十二月三十一日までに於ける第二十六条の規定による改正後の投資信託及び
投資法人に関する法律施行規則第二百三十四条の三第一項の規定の適用については、同項各号に

第十一條 この府令（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同
掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。
(罰則の適用に関する経過措置)

附則（平成二年九月一五日内閣府令第四〇号）抄
けるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用について

第一条 この府令は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、第五条から第八条までの規定は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十二年九月二二日内閣府令第四二号）
この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。
附則
(平成二十三年一月六日内閣府令第五三)

附 則（平成二年二月六日内閣府令第五三）この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

3 1 この府令は、平成二十三年四月一日から施行する。

この府令の施行の日前に終了する営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。）に係る同法第二百十二条の規定により提出する営業報告書の様式については、第二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則別紙様式第十八号にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十三年六月二九日内閣府令第二八号）
この府令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

附 則（平成二三年九月三〇日内閣府令第五二号）抄

1 1 この府令は、公布の日から施行する。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則別紙様式第十八号は、平成二十三年四月一日以後に開始する営業期間に係る営業報告書について適用し、同日前に開始した営業期間に係る営業報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年一一月一六日内閣府令第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年二月一五日内閣府令第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年七月六日内閣府令第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第三十四条の三十四、第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十五条の十四、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第一百四十四条、第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十条、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則第五条第二項、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四条第二項及び第三十条の十三第一項、第十一条の規定による改正後の会社法の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令第十五条第一項の規定（以下の項において「外国人登録証明書関係の改正規定」と総称する）の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、それぞれ外国人登録証明書関係の改正規定に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四条第三項及び第八条、第十一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第十二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第十二条第二号及び第十六条、第十二条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第九条第一項並びに第十五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第八十条第二項及び第二百五十五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律載事項証明書、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書は、入管法等改正法の施行の日から起算して三月を経過するまでの間は、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四条第三項第一号及び第八条第二号イ（2）、第十一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第十二条第二号及び第十六条第二号、第十二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第六条第二号、第十四条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第九条第一項第二号並びに第十五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第八十条第二項第一号及び第二百五十五条第四号に掲げる書類とみなす。

附 則（平成二六年二月一四日内閣府令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この府令の施行の際、規約に第八条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下この条において「新投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」という。）第一百五十五条第一号へに規定する事項を定めていない投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第一百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人については、新投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第一百五十五条（第一号へに係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年七月二一日内閣府令第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条第六項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この府令の施行の際現に委託者非指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。以下この項において同じ。）の信託財産の運用を行っている信託会社等（同法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。）については、その行う委託者非指図型投資信託の当該信託財産の運用を行う業務に関しては、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、第三条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（次項及び第三項において「新投資信法施行規則」という。）第二百七十二条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。ただし、当該信託財産に関し同号に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。

受益権原簿の償却の状況表	繰延資産の種類、期首残高、期中償却額、期末残高	法第六条第七項において準用する信託法第六百八十九十七条第一項に規定する場合に該当する場合は、第十六条に定めるところにより受益権原簿を作成しなければならない。
投資信託指図書	投資信託財産に係る投資信託の名称、指図年月日、それぞれ次に定める事項を記載すること。 （1）指定資産売買の別等（第二百四十九条第一項第一号に掲げる事項をいう。）、行使の指図及び新株銘柄（取引の対象となる金融商品、金融指標その他これらに相当するものを含む。）、予約権の行使の指図は数量に準ずるもの。）、約定価格（金融商品取引業等に関する内閣府令第一百五十八条第一項第十一号に掲げる事項をいう。）、取引の種類、発注先金融商品取引業者名等 （2）不動産、不動産の賃借権及び地上権売買の別、当該不動産の所在、地番その他該不動産を特定するために必要な事項、数量・面積、売買価格、取引の相手方 （3）（1）及び（2）以外の特定資産及び特定資産以外の資産 売買の別、当該資	投資信託財産に係る投資信託の名称、基準価額計算日、貸借対照表純資産額を控除した額に、次の評価損益を加減し総額、有価証券評価損益の金額を同日の残存受益権口数をもつて除外物取引等評価損益、不して得た金額とする。 （1）国内有価証券評価損益及び国内先物取引等評価損益 （2）国外不動産評価損益 （3）その他資産評価損益 （4）国外投資勘定評価損益及び為替評価損益
投資信託財産運用指図	投資信託財産に係る投資信託の名称、指図年月日、それぞれ次に定める事項を記載すること。 （1）指定資産売買の別等（第二百四十九条第一項第一号に掲げる事項をいう。）、行使の指図及び新株銘柄（取引の対象となる金融商品、金融指標その他これらに相当するものを含む。）、予約権の行使の指図は数量に準ずるもの。）、約定価格（金融商品取引業等に関する内閣府令第一百五十八条第一項第十一号に掲げる事項をいう。）、取引の種類、発注先金融商品取引業者名等 （2）不動産、不動産の賃借権及び地上権売買の別、当該不動産の所在、地番その他該不動産を特定するために必要な事項、数量・面積、売買価格、取引の相手方 （3）（1）及び（2）以外の特定資産及び特定資産以外の資産 売買の別、当該資	投資信託財産に係る投資信託の名称、基準価額計算日、貸借対照表純資産額を控除した額に、次の評価損益を加減し総額、有価証券評価損益の金額を同日の残存受益権口数をもつて除外物取引等評価損益、不して得た金額とする。 （1）国内有価証券評価損益及び国内先物取引等評価損益 （2）国外不動産評価損益 （3）その他資産評価損益 （4）国外投資勘定評価損益及び為替評価損益
投資信託基準価額、解約価額、買取価格	投資信託財産純資産額、残存受益権口数、受益証券基準価額、解約損益	投資信託財産に係る投資信託の名称、指図年月日、それぞれ次に定める事項を記載すること。 （1）指定資産売買の別等（第二百四十九条第一項第一号に掲げる事項をいう。）、行使の指図及び新株銘柄（取引の対象となる金融商品、金融指標その他これらに相当するものを含む。）、予約権の行使の指図は数量に準ずるもの。）、約定価格（金融商品取引業等に関する内閣府令第一百五十八条第一項第十一号に掲げる事項をいう。）、取引の種類、発注先金融商品取引業者名等 （2）不動産、不動産の賃借権及び地上権売買の別、当該不動産の所在、地番その他該不動産を特定するために必要な事項、数量・面積、売買価格、取引の相手方 （3）（1）及び（2）以外の特定資産及び特定資産以外の資産 売買の別、当該資

不動産の所在地、種類、数量又は金額、減価償却累計額残高	原因は、売買等当該取引の発生原因を記載すること。	法人ごとに作成すること。	
再生エネルギー出庫年月日、出庫先、出庫原因、受入元及び出庫先は、取引の相手方	受入元及び出庫原因是、売買等当該取引の発生原因を記載すること。	複数の投資法人の資産保管会社となつている場合には、投資法人ごとに作成すること。	
能工部品所在地、設備の区分等、数量又は金額、減価償却累計額、残高	該取引の発生原因を記載すること。	法人ごとに作成すること。	
明細簿			
公共施設等運営権による年月日、受入元、受入原因、受入元及び出庫先は、取引の相手方を記載すること。	複数の投資法人の資産保管会社となつている場合には、投資法人ごとに作成すること。		
公共施設等運営権の数量又は金額、減価償却累計額、残高、公該取引の発生原因を記載すること。	法人ごとに作成すること。		
明細簿			
その他の受入年月日、受入元、受入原因、受入元及び出庫先は、取引の相手方を記載すること。	複数の投資法人の資産保管会社となつている場合には、投資法人ごとに作成すること。		
資産保出庫年月日、出庫先、出庫原因、を記載すること。受入原因及び出庫原因は、売買等当該取引の発生原因を記載すること。	法人ごとに作成すること。		
明細簿			
その他の資産の種類、数量又は金額、残高	該取引の発生原因を記載すること。	法人ごとに作成すること。	
明細簿			
その他の受入年月日、受入元、受入原因、受入元及び出庫先は、取引の相手方を記載すること。	複数の投資法人の資産保管会社となつている場合には、投資法人ごとに作成すること。		
明細簿			
その他の資産の種類、数量又は金額、残高	該取引の発生原因を記載すること。	法人ごとに作成すること。	

別紙様式第1号（第96条第1項関係）（平14内府令17・平18内府令6・一部改正、平19内府令61・旧別紙様式第18号様式・一部改正、令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年 月 日

金融庁長官 殿

発行者 受益証券発行者名

代表者の役職氏名

本店の所在地

代理人の氏名又は名称

代理人の住所又は所在地

事務連絡者氏名

事務連絡場所

電話番号() —

—— 外国投資信託に関する届出書

投資信託及び投資法人に関する法律第56条第1項の規定により外国投資信託に関する事項を届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（第2面）

届出事項

（法第56条第1項第1号から第4号まで及び第96条第2項各号に掲げる事項）

（記載上の注意）

1. 代表者の役職氏名
当該届出について、正当な権限を有する者の氏名及び役職を記載すること。
2. 代理人の氏名又は名称
国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。
3. 法第60条第1項の規定による命令、又は金融庁長官から連絡を受ける者の氏名を記載すること。
4. 法第56条第1項第1号に規定する委託者及び受託者については、名称、資本金の額及び事業の内容、業務の概要を記載すること。
5. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第2号（第107条関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年 月 日

○○財務(支)局長 殿

設立企画人 住所
氏名

〔法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名〕

電話番号() —

—— 投資法人設立届出書

投資信託及び投資法人に関する法律第69条第1項の規定により投資法人の設立について届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（第2面）

1. 設立しようとする投資法人の商号、本店の所在地
2. 設立時執行役員候補者の氏名及び住所
3. 設立しようとする投資法人の概要
 - (1) オープン・エンド型、クローズド・エンド型の別
 - (2) 設立時募集投資口の募集期間
 - (3) 金融商品取引法第2条第3項に規定する募集又は私募の別
 - (4) 設立に際して出資される金銭の額
 - (5) 設立予定日
 - (6) 設立時発行投資口の引受けの申込みの勧誘を行う者の氏名又は商号
 - (7) 当該投資法人の資産運用の概要(投資の対象とする資産の種類を含む。)
 - (8) 借入金及び投資法人債の発行限度額
 - (9) その他当該投資法人の特徴と認められる事項
- （記載上の注意）
 1. 氏を改めた設立企画人及び設立時執行役員の候補者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
 2. オープン・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをするものをいい、クローズド・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをしないものをいう。

別紙様式第2号の2（第108条第2項第1号の3関係）（令元内府令41・追加、令2内府令55・一部改正）

（日本産業規格A4）
年月日

○○財務（支）局長 殿

設立企画人 住所

氏名

（法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名）

誓 約 書

設立企画人及び設立時執行役員の候補者は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第2号に該当しない者であることを誓約します。

- （記載上の注意）
1. 設立企画人が法人である場合には、誓約書面中「設立企画人及び設立時執行役員の候補者」とあるのは「設立時執行役員の候補者」とする。
 2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第3号（第108条第2項第3号関係）（平18内府令61・一部改正、平19内府令61・一部紙様式第20号様式・一部改正、令元内府令14・令元内府令41・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）
年月日

○○財務（支）局長 殿

氏名

誓 約 書

私こそ は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- （記載上の注意）
1. 外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。
 2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第4号（第108条第2項第4号関係）（平18内府令61・一部改正、平19内府令61・旧別紙様式第21号様式・一部改正、令元内府令14・令2内府令75・一部改正）
(日本産業規格A4)

設立企画人及び設立時執行役員の候補者の履歴書

(ふりがな) 氏名		住 所	
役 職		生年月日	年 月 日（歳）
職歴	期 間 内 容		
	自 年 月 日	至 年 月 日	
賞 割	期 間 賞 割 の 内 容		
	年 月 日		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名			

(記載上の注意)

- 「賞割」は、法、法第98条第5号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書き併せて記載することができる。

別紙様式第5号（第108条第2項第4号関係）（平18内府令49・追加、平19内府令61・旧別紙様式第21号の2様式・一部改正、令元内府令14・令2内府令75・一部改正）
(日本産業規格A4)

設立企画人の候補者の法人役員の沿革

(ふりがな) 名 称		
(ふりがな) 代表者の氏名		
住 所		(郵便番号 一) 電話番号() 一
設立年月日		
設立の経緯		
設立後の沿革	年 月	沿 革 の 内 容
賞 割	年 月 日	賞 割 の 内 容
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 代表者の氏名		

(記載上の注意)

- 「名称」は、登記簿上の名称を記載すること。
- 「賞割」は、法、法第98条第5号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書き併せて記載することができる。

別紙様式第6号(第108条第2項第5号関係) (平14内府令17・全改、平14内府令50・平18内府令49・一部改正、平19内府令61・旧別紙様式第22号様式上・一部改正、令元内府令14・令2内府令76・一部改正)

主要な株主又は出資者の名簿

総株主等の議決権の総数(a)		個	
氏名、商号又は名称	保有する議決権の数(b)	割合 (b/a)	設立企画人 との関係
		個	%
計		個	%

(記載上の注意)

- 「総株主等の議決権」とは、第108条第2項第5号に規定する総株主等の議決権をいう。
 - 「議決権」とは、第108条第2項第5号に規定する議決権をいう。
 - 保有する議決権の数が多い順序に従い10名（法人を含む。）について記載すること。
 - 氏を改めた者においては、旧姓及び名を、氏名を記載する欄に括弧書き併せて記載することができる。

別紙様式第7号（第108条第2項第6号関係）（平18内府令49・一部改正、平19内府令61
・旧別紙様式第23号様式・一部改正、令元内府令14・令2内府令75・一部改正）
（日本書体規格A4）

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

○○財務(支)局長 殿

證明者 住 所
商号又
は名称
代表者名
電話番号 ()

註解書

当社（元）役員（又は（元）使用人）は、下記のとおり
特定資産に対する投資としての運用に係る事務に従事した経験があることを証明
します。

記

1. 特定資産の種類
2. 資産運用の事務の期間 年 月 日から
年 月 日まで
3. 資産運用の事務に従事していた期間の所属及び役職名
（担当部署の所属及び資産運用に従事する部署）

4. 当該資産の種類及び資産運用の事務の内容 (記載上の注意)

- (記入上の注意)

 - 「資産運用の事務の期間」は、当該期間が継続していない場合は、それぞれ従事している期間ごとに記載すること。
 - 「資産運用の事務の内容」は、特定資産ごとに、当該特定資産に対する投資としての運用に係る事務の内容を具体的に記載すること。
 - 証明書には、特定資産に対する投資としての運用に係る事務に従事した法人の営業执照書又はこれに代わる書類を添付すること。
 - 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書き併せて記載することができる。

別紙様式第8号（第110条第1項関係）（平18内府令49・一部改正、平19内府令8・旧別紙様式第24号様式上・一部改正、平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）
(日本産業規格A4)
年 月 日

○○財務(支)局長 殿

設立企画人

住 所

氏 名

[法人にあっては、商号又は
[は名称及び代表者の氏名]]

電話番号() -

投資法人の不成立に関する届出書

下記事由により投資法人が成立しなかったので、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第110条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 成立しなかった投資法人の商号
2. 投資法人設立届出書受理年月日及び受理番号
3. 不成立の事由

(記載上の注意)

法第69条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該届出書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第9号(第213条関係)

(日本産業規格A4)
(第1面)

年 月 日

○○財務(支)局長 殿

申請者 住 所

商 号

執行役員名

電話番号() -

投資法人登録申請書

投資信託及び投資法人に関する法律第187条の規定により投資法人の登録を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。
(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2・3面)

商号

(年 月 日現在)

*登録番号	○○財務(支)局長 第 号	(年 月 日)
-------	---------------	----------

(記載上の注意)

「*登録番号」には、記載しないこと。

1. 投資法人設立届出書受理年月日及び受理番号

受理年月日	年 月 日	受理番号	○○財務(支)局長 第 号
-------	-------	------	---------------

2. 規約記載事項等

(1) 目 的		
(ふ り が な) (2) 商 号		
(3) 投資主の請求による投資口の払戻しの有無	有 (オープン・エンド型)	無 (クローズド・エンド型)
(4) 投資法人が発行することができる投資口の総口数		口
(5) 常時保持する最低純資産額		円
(6) 資産運用の対象及び方針		
(7) 資産評価の基準		

(8) 金銭の分配の方針	
(9) 決 算 期	
(10) 役員等 執行役員 の報酬額 又は支払基準	監督役員
	会計監査人
(11) 資産運用会社に対する報酬額又は支払基準	
(12) 借入金及び投資法人債発行の限度額	
(13) 本店の所在場所	(郵便番号 () 電話番号() —)

(記載上の注意)

1. 「商号」は、投資法人登記簿上の商号を記載すること。
2. 「投資主の請求による投資口の払戻しの有無」は、該当するものに○印を付けること。
3. 「本店の所在場所」は投資法人登記簿上の本店の所在場所を記載すること。
4. 2・3面に記載しきれないときは、適宜紙面を追加すること。

(第4面)

商号 (年 月 日現在)

3. 執行役員、監督役員及び会計監査人

(1) 執行役員及び監督役員

(ふりがな) 氏名	役職名	住 所

(2) 会計監査人

(ふりがな) 氏名又は監査法人名	住 所

(記載上の注意)

1. 「役職名」には、「執行役員」又は「監督役員」の別を記載すること。
2. 執行役員、監督役員及び会計監査人について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第5面)

商号 (年 月 日現在)

4. 資産の運用を行う資産運用会社

(ふりがな) 商号	住 所

5. 資産の運用を行う資産運用会社と締結した資産運用に係る委託契約の概要

6. 資産保管会社

(ふりがな) 資産保管会社名	住 所

(第6面)

商号 (年 月 日現在)

7. 投資法人の存続期間又は解散事由

(1) 存続期間	年 月 日まで(年間)
(2) 解散事由	

8. 投資法人成立年月日

成 立 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

9. 投資法人成立時の状況

(1) 出資総額	円
(2) 投資口の総口数	口
(3) 投資主数	人

(第7面)

商号 (年 月 日現在)

10. 払込取扱機関

(ふりがな) 払込取扱機関名	住 所

11. 一般事務受託者

(ふりがな) 一般事務受託者名	法第117条各号に規定する事務の別	住 所	沿 革
	事務		

(記載上の注意)

一般事務受託者について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。

12. 一般事務受託者と締結した事務の委託契約の概要

(記載上の注意)

複数の一般事務受託者との間で、事務の委託契約を締結しているときは、それぞれの契約ごとに記載すること。

(第8面)

商号

(年 月 日現在)

13. 執行役員又は監督役員の兼職状況

区 分	氏 名	兼職する他の法人の商号又は名称	役 职 名	兼職する他の法人の業務又は事業の種類
執 行 役 員				
監 督 役 員				

(記載上の注意)

1. 各人ごと、かつ、兼職先ごとに区分して記載すること。

2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

3. 「業務又は事業の種類」は、日本標準産業分類細分類により記載すること。

14. 主要な投資主

発行済投資口の総口数 (a)	口	住 所
氏名、商号又は名称	保有する投資口の口数(b)	割 合 (b/a)
	口	%

計	口	%	

(記載上の注意)

投資口の口数の多い順序に従い10名(法人を含む。)について記載すること。

15. 創立総会の開催状況

(1) 創立総会の開催日

(2) 創立総会の開催の理由

(記載上の注意)

創立総会を開催した場合について、記載すること。

16. 海外不動産保有法人

(1) 目 的		
(ふりがな)		
(2) 商 号		
(3) 住 所		
(4) 組 織		
(5) 役 員		
(ふりがな)		
氏 名	役 职 名	住 所
(6) 資産 の管 理 及 び 处 分 に 関 す る 事	資産の内容 取得の時期 譲受人	

項 (ふりがな)	
氏 名	住 所
そ の 他	
(7) 計算及び利益の分配に関する事項	
(8) 株主又は出資者が有する権利に関する事項	

別紙様式第9号の2（第215条第4号の3関係）（令元内府令41・追加、令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

年 月 日

○○財務（支）局長 殿

投資法人 住 所
商 号
執行役員名

誓 約 書

当投資法人執行役員及び監督役員は、投資信託及び投資法人に関する法律第96条第2号に該当しない者であることを誓約します。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に捺印書で併せて記載することができる。

別紙様式第10号（第215条第6号関係）（平18内府令69・一部改正、平19内府令1・別紙
様式第29号換上・一部改正、令元内府令14・令元内府令41・令2内府令75・一部改正）
(日本産業規格A4)

年 月 日

○○財務（支）局長 殿

氏 名

誓 約 書

私こそ は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第2号、
第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

（記載上の注意）

1. 外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号」

にあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第11号（第215条第7号関係）（平18内府令69・一部改正、平19内府令1・別紙
様式第30号換上・一部改正、令元内府令14・令元内府令41・令2内府令75・一部改正）
(日本産業規格A4)

年 月 日

○○財務（支）局長 殿

氏 名

誓 約 書

私こそ は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第2号、
第4号及び第5号並びに第100条第2号から第5号まで並びに投資信託及び投資
法人に関する法律施行規則第164条各号のいずれにも該当しない者であることを
誓約します。

（記載上の注意）

1. 外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号並
びに」にあるのは、「第98条第2号から第5号まで及び」とする。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併
せて記載することができる。

別紙様式第12号（第215条第8号関係）（平18内府令49・一部改正、平19内府令61・旧別紙様式第31号様式・一部改正、令元内府令14・令2内府令25・一部改正）

（日本産業規格A4）
執行役員及び監査役員並びに設立企画人の履歴書

(ふりがな) 氏名		住 所	
役 職		生年月日	年 月 日 (年)
職 歴	期 間 内 容		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞 罰	期 間 賞 罰 の 内 容		
	年 月 日		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名			

(記載上の注意)

- 「賞罰」は、法、法第96条第5号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書き併せて記載することができる。

別紙様式第13号（第215条第8号関係）（平18内府令49・追加、平19内府令61・旧別紙様式第31号の2様式・一部改正、令元内府令14・令2内府令25・一部改正）

(日本産業規格A4)
設立企画人の法人役員の沿革

(ふりがな) 名 称			
(ふりがな) 代表者の氏名			
住 所	(郵便番号 一) 電話番号 () 一		
	設立年月日		
設立の経緯			
設 立 後 の 沿 革	年 月	沿 革 の 内 容	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 代表者の氏名			

(記載上の注意)

- 「名称」は、登記簿上の名称を記載すること。
- 「賞罰」は、法、法第96条第5号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書き併せて記載することができる。

別紙様式第14号(第216条第2項関係)

(日本産業規格A4)
文書番号
年月日(商号)
(執行役員の氏名) 殿○○財務(支)局長
登録済通知書
年月日付で申請のあった 投資法人の登録については、
下記のとおり登録したので通知する。
記
1. 登録番号 ○○財務(支)局長 第 号
2. 登録年月日 年 月 日

別紙様式第15号(第218条関係)

(日本産業規格A4)
文書番号
年月日(商号)
(執行役員の氏名) 殿○○財務(支)局長
登録拒否通知書
年月日付で申請のあった 投資法人の登録について
は、下記理由により拒否したので通知する。
なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して3ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基
づく審査請求をすることができる。また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを
知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく
処分の取消しの訴えを提起することができる。記
拒否理由

別紙様式第16号（第219条関係）（平18内府令49・一部改正、平19内府令6・旧別紙様式第34号様式上・一部改正、平20内府令6・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）
(日本産業規格A4)

（第1面）
年 月 日

○○財務（支）局長 殿 届出者 登録番号 ○○財務（支）局長 第 号

住 所
商 号
執行役員名
電話番号（ ） —

投資法人登録事項変更届出書

下記事項について変更しましたので、投資信託及び投資法人に関する法律第191条第1項の規定により届け出します。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

変更年月日	変更に係る事項	
	変更後	変更前

（記載上の注意）

- 法第188条第1項の登録申請書又は法第191条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「執行役員名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができます。
- 「変更に係る事項」は、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の事項を記載すること。
なお、第1面に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、第1面の次に添付すること。
- 第2面以降は、届出をする投資法人登録簿の当該変更に係る事項を記載した頁に替えるべきものとして作成すること。

別紙様式第17号（第220条関係）（平18内府令49・一部改正、平19内府令6・旧別紙様式第36号様式上・一部改正、平20内府令6・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）
(日本産業規格A4)

（第1面）
年 月 日

○○財務（支）局長 殿

届出者 住 所
氏 名
電話番号（ ） —

投資法人解散届出書

下記の事由に該当することとなりましたので、法第192条第1項の規定により届け出ます。

記

- 解散した投資法人の商号
- 登録番号及び登録年月日
- 該当事由発生年月日
- 該当事由
- 届出者と投資法人との関係

（記載上の注意）

- 法第188条第1項の登録申請書又は法第191条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができます。
- 「該当事由」は、法第192条第1項各号に掲げる事項のうち、該当する事由を記載すること。

別紙様式第16号(第256条第1項関係) (平14内府令17・平18内府令49・一部改正、平19内府令6・一部改正、平20内府令6・一部改正、平21内府令62・平22内府令6・一部改正)

(日本産業規格A4)
第1期(年月日から) 営業報告書

○○財務(支)局長 殿 年月日提出
登録番号 ○○財務(支)局長 第 号
商 号
所 在 地
執行役員名

(記載上の注意)

法第188条第1項の登録申請書又は法第191条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出までの間、「執行役員名」に当該旧氏及び名を指揮書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

業務の状況

- (1) 当期の業務概況
(2) 投資法人の純資産等の状況
① 純資産の状況

当期首残高 出資口数	追加出資		出資の払戻し		運用増減	当期末残高 千円
	千円	口	千円	口		

- ② 投資口に係る募集等の状況

発行年月日	発行投資口数	当初出資金額 (a)	うち国外募集額 (b)	当初出資金額に占める国外募集額の割合 (b/a)	
				%	%
	口	千円	千円		
計	口	千円	千円		%

(記載上の注意)

1. 本表は、当期末までの投資口の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定

する有価証券の募集(投資口に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)及び私募(同項に規定する有価証券の私募(投資口に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)の状況について記載する。

2. 「うち国外募集額」は、当初出資金額のうち国外募集に係る資金調達額を記載すること。

3. 「当初出資金額に占める国外募集額の割合」は、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位までを記載すること。

③ 保有有価証券の売買等の状況

- ① 有価証券の売買状況

区分	売付		買付		合計	備考
	株数	金額	株数	金額		
株券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円
新株予約権証券						
国債証券						
地方債証券						
特殊債券						
社債券						
(うち転換社債型新株子約権行使社債)						
その他の						
計						

- ④ 先物取引等の状況

区分	売付		買付		合計	備考
	株式に係る取引	百万円	株式に係る取引	百万円		
先物取引						
その他の						
オプション取引						
その他の						

(3) 不動産の売買等の状況

区分		売付	買付	合計	備考
賃貸用	建物	百万円	百万円	百万円	
	土地				
	その他				
賃貸用以外	建物				
	土地				
	その他				

(4) その他の特定資産の売買等の状況

区分		売付	買付	合計	備考
		百万円	百万円	百万円	

(4) 執行役員及び監督役員の状況

区分		執行役員	監督役員	合計
名	名	名	名	
執行役員の異動状況	監督役員の異動状況			
前任者名	前任者名			
新任者名	新任者名			

(記載上の注意)

- 「執行役員の異動状況」及び「監督役員の異動状況」は、当期中に異動があった者を記載すること。
- 法第188条第1項の登録申請書又は法第191条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「前任者名」又は「新任者名」に当該旧氏及び名を括弧書きで併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(5) 投資主総会決議事項の要旨

(記載上の注意)

- 当期中に、投資主総会の開催がない場合は、「該当なし」とする。
- 「(6)投資主総会決議事項の要旨」は、すべての決議事項の要旨を記載すること。

別紙様式第19号（第257条関係）（平18内府令49・一部改正、平19内府令61・旧別紙様式第39号様式上・一部改正、平23内府令62・平29内府令6・令元内府令14・令2内府令7・一部改正）
(日本産業規格A4)
年月日

〇〇財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 〇〇財務（支）局長 第 号
住所
商号
執行役員名
電話番号（ ） 一

投資法人臨時報告書

投資法人の純資産の額が、基準純資産額を下回るおそれがあるの
で、下記事項について、投資信託及び投資法人に関する法律第215条第1項の規
定により届け出ます。この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

記

投資法人の純資産の状況

（金額単位：円）

当期首残高	追加出資		出資の払戻し	運用増減	年月日
	出資口数	出資金額			

[参考] 投資法人の累積純資産額 円
投資法人の基準純資産額 円

(記載上の注意)

- 法第188条第1項の登録申請書又は法第191条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「執行役員名」に当該旧氏及び名を括弧書きで併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第20号（第261条第1項関係）（平18内府令49・一部改正、平19内府令41・旧別紙様式第40号様式上・一部改正、平22内府令40・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）
(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

金融庁長官 殿

発行者 法人名

代表者の役職氏名

本店の所在地

代理人の氏名又は名称

代理人の住所又は所在地

事務連絡者氏名

事務連絡場所

電話番号() -

外国投資法人に関する届出書

投資信託及び投資法人に関する法律第220条第1項の規定により外国投資法人に関する事項を届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(第2面)

届出事項

（法第220条第1項第1号から第6号まで及び第261条第2項に規定する事項）

(記載上の注意)

1. 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の氏名及び役職を記載すること。

2. 代理人の氏名又は名称

国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。

3. 法第223条第1項の規定による命令、又は金融庁長官から連絡を受ける者

の氏名を記載すること。

4. 法第220条第1項第3号に規定する資産の管理及び運用に関する事項のうち、資産の運用を行う資産運用会社に相当する者又は資産保有会社に相当する者については、名称、資本金の額及び事業の内容並びに業務の概要を記載すること。

5. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。